

中国四国地区
アーカイブズ
第20回 ウィーク

2025

6/7[土]・6/8[日]

アーカイブズ展示

山口県文書館アーカイブズウィーク

memory

～文書館資料にみる記念・周年～



解説シート

やま ぐち けん もん じょ かん
山口県文書館

memory

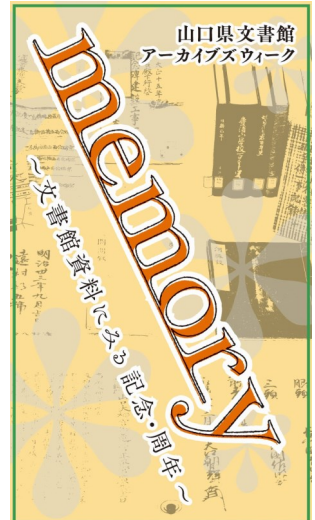
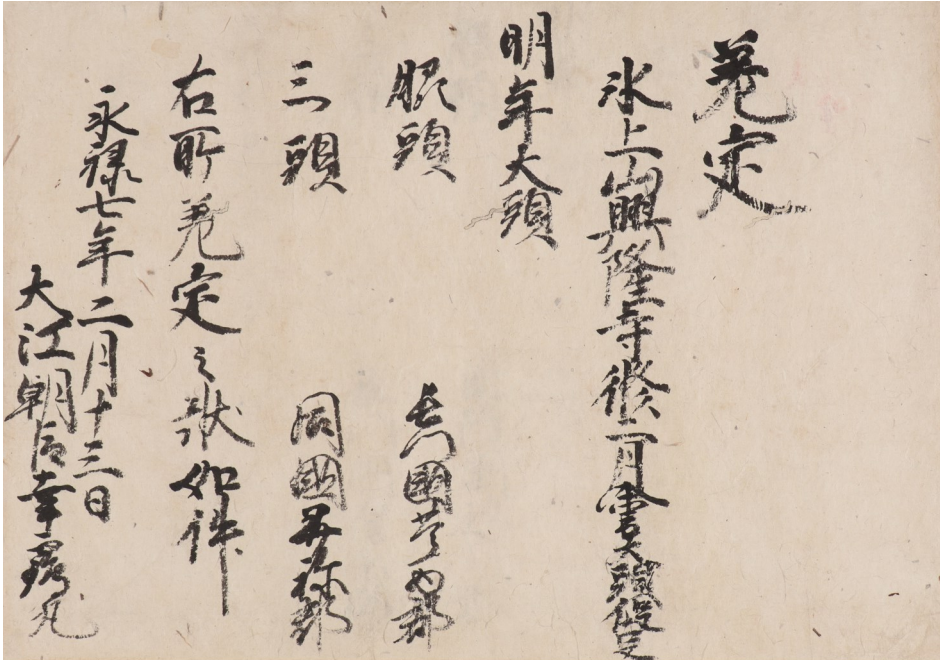
～文書館資料にみる記念・周年～

解説シート目次

柱	No	シート名	担当
あれから	1	毛利輝元 没後 400 年	田村
	2	完成から 300 年「閼閼録」と永田瀬兵衛	山崎
	3	高嶺大神宮の式年遷宮(1)	重田
	4	高嶺大神宮の式年遷宮(2)	重田
	5	学校創立記念日～記念式典・学校史編纂～	山本
その日	6	殿様の誕生日	吉田
	7	安永3年4月輝元 150 回忌法要	山崎
	8	誕生日をまつる	重田
	9	明治18年4月21日「医師取締規則」の制定と処方録	真木
	10	「記憶のよすが」行啓記念の日	浅川
	11	岩徳線の開通日	河村
	12	昭和16年7月10日「保健婦規則」の制定と山口県の保健婦	真木
	13	ふぐ(ふく)の日	河村
これから	14	大内氏当主の命日には	田村
	15	石灯笼の寄進	吉田
	16	記念碑でかたりつぐ	浅川
	17	防長精神の記憶 銅像でかたりつぐ	浅川

印刷の関係上、画像が鮮明でない写真もありますが、このシートは後日、当館のウェブページ(右 QR コード)上にカラーで掲載しますので、合わせて御覧ください。





毛利幸鶴丸（輝元）二月会頭役差定（興隆寺文書15-9）

あれから ①

毛利輝元 没後400年

《毛利輝元》

山口県の歴史に深くかわる毛利輝元は、寛永2年(1625)にその生涯を終えました。今年、令和7年(2025)は、輝元が亡くなって400年を迎えます。

輝元は天文22年(1553)、毛利隆元の嫡男として生まれました。母は尾崎局(内藤興盛娘・大内義隆養女)、祖父は毛利元就です。幼名は幸鶴丸。

輝元が生まれる2年前、西国社会に権勢を誇った大内義隆が家臣の陶隆房(後の晴賢)らのクーデターにより自刃に追い込まれるという事件が起きました。しかし、大名家としての大内氏は大内義長(大友晴英)を新たな主君として存続していました。

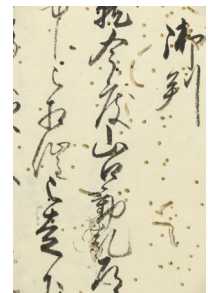
《幸鶴丸、政治の舞台に》

弘治3年(1557)、大内氏を滅ぼした毛利氏は大内氏旧領を掌中に収めました。しかし、急拡大した毛利氏領国には数々の課題があり、そのなかには周辺勢力とのせめぎ合いがありました。

まず毛利氏が矛先を向けたのは山陰方面でした。毛利氏は永禄2年(1559)に備中国(現岡山県西部)・石見国(現島根県西部)計略に着手し、尼子氏と争いました。続けて翌年には、毛利氏は豊前国の門司城(現北九州市)をめぐり大友氏と交戦することになります。

隆元は元就とともに山陰方面での戦いに明け暮れますが、永禄6年8月4日、安芸国(現広島県)にて急死します。この時、輝元は幼名の幸鶴丸を名乗り、元服前ではありましたが、隆元の没後に毛利氏の当主となりました。ただし、輝元が幼少のため実質的当主は元就でした。

とはいえ、幼き輝元にも文書を発給する機会がありました。上に掲げている差定状は、氷上山興隆寺(現山口市大内氷上)で開催される修二月会(しゅにがつえ)に際しての翌年の役(頭役・脇頭役・三頭役)を決定・通知する文書のことです。これには花押が据えられていませんが、署名に輝元の幼名「大江朝臣幸鶴丸」とあります。



「山口動乱」
関閑録差出原本
楊井作兵衛
(57御什書3-6(758))

「山口動乱」は、豊後国大友氏の支援を得た大内輝弘が大内氏の再興を目指して山口入りしたことを指します。

この動乱は長期化しませんでした。大内氏時代を知らない輝元に、改めて大内氏という存在を刻み込むには十分な出来事であったといえるでしょう。

文書の日付は、永禄7年2月13日ですので、隆元が亡くなって約6か月後にあたります。この時、輝元はわずか12歳でした。

《輝弘と輝元》

永禄8年に元服して幸鶴丸から名を改めた輝元は、山陰の尼子氏攻めに加わることで、翌年に尼子氏は毛利氏に降伏しました。

永禄11年には、吉川元春と小早川隆景が伊予国（現愛媛県）の河野氏支援に向かいますが、同年中に安芸国に帰国。大友氏とは永禄6年に和睦した毛利氏でしたが、再び北部九州へ遠征します。

永禄12年6月、毛利氏は北部九州遠征を開始しましたが、出雲国（現島根県東部）では尼子勝久が挙兵し、それからわずか4か月後、豊後国（現大分県）に身を置く大内輝弘（父は高弘、祖父は政弘）が大友氏の支援を得て周防国吉敷郡秋穂浦（現山口市秋穂）に上陸し、大内氏の再興を目指しました。

この輝弘の山口入りは、資料上「山口動乱」とされ、行軍の途上の寺社はずいぶん焼失しました。それとともに、寺社に残されていた種々の文化財も失われました。この寺社焼き討ちは、毛利派に属す勢力への攻撃であったのか、それともかく乱が目的であったのか、はっきりしませんが、その後輝弘勢は、「築山」（現山口市内）に陣を置き、かつては大内氏の山城であった高嶺城への攻撃を開始

しました。

輝弘の山口入りの報に接した毛利氏は筑前国立花城（現福岡市東区・糟屋郡新宮町・久山町）を攻撃中でしたが、吉川元春と小早川隆景らを山口に急行させました。毛利勢が山口集結の動きをみせるなか、輝弘は高嶺城の攻略に苦戦し、ついにこれを落せませんでした。攻略を断念した輝弘は撤退を開始しますが、豊後国へ戻る手立てを失い、10月25日、周防国佐波郡富海（現防府市）で自刃しました。

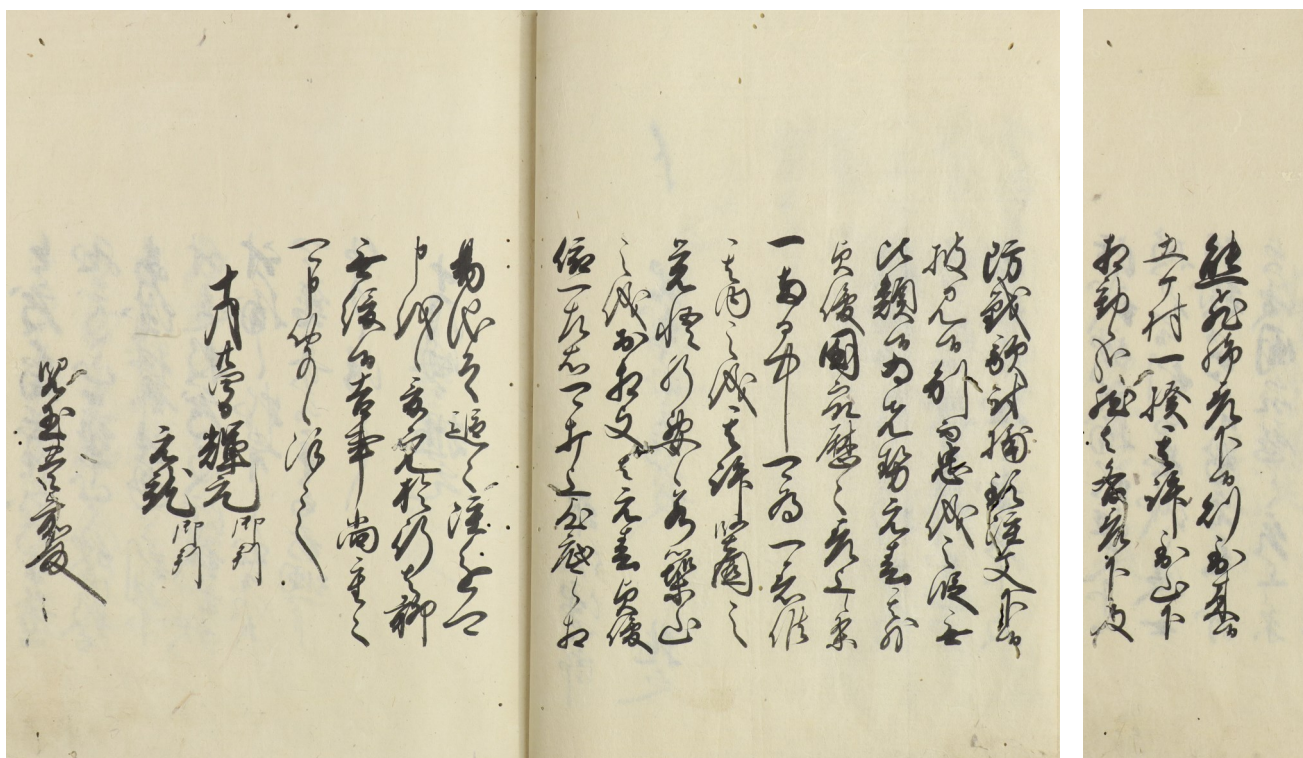
大内氏の再興を望む輝弘と、毛利氏の隆盛を願う輝元の命運はまさに相反する結果で幕を閉じました。しかし、毛利氏はこの動乱を契機に北部九州支配を断念しました。

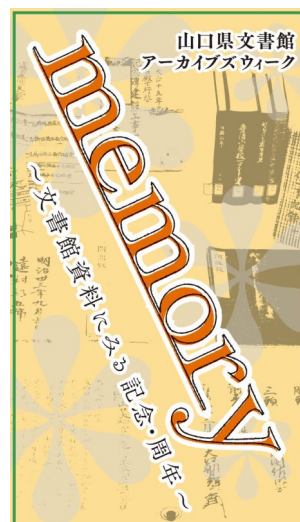
《毛利氏当主輝元の始まり》

北部九州支配を諦めたものの、関門海峡防衛の門司城を確保した毛利氏は、山陰の尼子氏との戦いに力を注ぎます。そのようななか、隆元の没後から輝元を支え続けた元就が元亀2年（1571）に亡くなり、同年には輝元の姉・津和野局、翌年には母・尾崎局も相次いで没しました。

一方その頃、中央政界では織田信長が勢いを増し、その影響は中国地方にも及ぼうとしていました。

輝元は戦国時代の終焉、江戸時代という新時代の到来を当事者として経験します。時代のうねりに毛利の家が飲み込まれてしまわないよう、輝元の手腕はここから試されることになるのです。





✿ 2

閥閥録（県庁伝来旧藩記録 閥閥録）

あれから ②

完成から300年「閥閥録」と永田瀬兵衛

《『萩藩閥閥録』の刊行》

山口県文書館は、昭和41～46年度（1966～71）に『萩藩閥閥録』4巻を刊行しました。5代萩藩主毛利吉元の命により藩士永田瀬兵衛（政純）が編纂し、享保11年（1726）12月に完成させた「閥閥録」204冊を翻刻したものです。令和7年（2025）は「閥閥録」完成から300年になります。

《閥閥録とは》

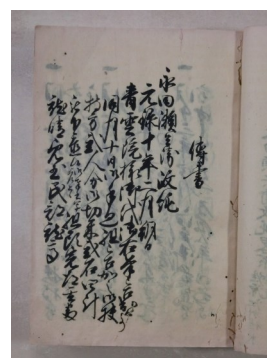
閥閥録には、萩藩士を中心に、足軽・中間、陪臣、百姓・町人ら1124家が所蔵していた膨大な古文書が収録されています。文書は家ごとにまとめられ、歴代当主、その死去年月、年齢からなる略譜も掲載されます。収録文書は鎌倉期から藩政前期（元禄・享保期）に及びますが、量的に多いのは毛利元就から輝元・秀就時代（戦国～藩政初期）のものです。毛利家以外の発給文書も数多く、また、現在では原本が失われ、本書でしか確認できない文書も多数あります。このため『萩藩

閥閥録』は、貴重な史料集として研究者から高い評価を得ています。

《閥閥録の編纂過程》

閥閥録の編纂が命じられたのは享保5年6月でした。7月7日、藩は家臣たちへ、所蔵する古文書の写しを提出するよう通達します。毛利家の発給文書はもちろん、他家発給文書でも毛利家と関係がありそうなものは提出せよといい、また文書が無くとも、家の確かな由緒が伝わっていればそれを書き上げ提出するようとも指示しています（「御意口上控」毛利家文庫38御意控4（44の7））。

8月末、藩は家臣らに所蔵文書の写しと原文書を萩城に持参するよう命じます（「諸触書拔」同9諸省51（5の2））。永田が校合を行うためです。提出日は階級や組ごとに定められましたが、それは9、10月の2ヶ月に集中しています。永田の校合作業は急ピッチで行われました。短期間に多くの家の文書をチェックせざるを得ず、期間の短さは正確さを期す上で支障となったか



永田瀬兵衛 譜録

永田瀬兵衛が寛保元年（1741）に藩へ提出した「譜録」は毛利家文庫には残っていませんが、明治前期に原本から書き写したものが県庁伝来旧藩記録 譜録188にあります。永田の経歴、享保3年の帰国後、彼が藩主の命でどのような「旧記御用」を務めたかが、この「譜録」からよくわかります。

もしれません。また家臣たちも、写し提出まで時間的猶予がなく、結果、家内の調査が十分にできず、収録漏れ文書があるまま写しを提出した者もいたはずです。

続いて藩は、享保7年にも提出を促す通達を出します(二十八冊御書付(同40法令135))。この通達では、対象文書が5年時よりも具体的に示されています。先祖の死去年月日などの書上もこの時指示された内容です。

永田は、写しと原本の校合作業後、書式の統一作業などを行い、浄書本の編纂を進めました。享保11年12月、完成した204冊の冊子は「閥閥録」と命名され、春・夏・秋・冬の4箱に入れて萩城の御宝蔵に納められました。12月15日、その功により永田は銀子3枚を下賜されています(同31小々控8)。

《永田瀬兵衛政純》

永田瀬兵衛は、寛文11年(1671)、藩医永田家の3男として萩に生まれ、宝暦4年(1754)84才で亡くなりました。長命の人でした。家業は継がず、藩士として別家を立て、元禄13年(1700)以降、48才まで江戸藩邸に長く勤務し、御用所祐筆、矢倉方(江戸藩邸の財政担当者)などを務めました。閥閥録編纂を命じられたのは帰国後50才の時です。永田はその人生前半期、藩の実務役人として活躍した人でした。

享保3年8月、48才で江戸から帰国した永田は、藩主吉元から「御什書御用」を命じられます。毛利家伝来の古文書を分類、整理し、必要であれば補修し、その上で卷子に仕立てる作業でした(160軸)。『大日本古文書』掲載の毛利家文書(毛利博物館蔵)がこれにあたります。作業は元文2年(1737)頃まで続き、終了後も、御什書註書(文書ごとに注釈を付したもの)の編纂や御什書写の作成を命じられています。

永田は「御什書御用」と並行して、閥閥録をはじめ、毛利家系図の決定版・江氏家譜(同3公統17)、元就の一代軍記・新載軍記(同14軍記2・3)、毛利家祖先土師宿祢より元就までの卒年月を考証した御系図弁疑(同3公統32)などの編纂を命じられました。膨大な古文書・記録をよく調べ、萩藩、毛利家の歴史に詳しい人物として信頼された永田は、歴史学者、「史臣」(広田暢久「長州藩史臣永田瀬兵衛と『萩藩閥閥録編纂』」)と呼ぶに相応しい存在でした。

一方で永田は、初代秀就以降の女房奉書、將軍の御内書、幕府老中奉書、および萩城御宝蔵内にあった2櫃の文書、ならびに萩城天守に保存されていた14櫃の文書などの整理も担当しています。毛利家、藩に残る過去の文書を整理しその利用の便を図る、いわば「アーキビスト」としての仕事も担いました。そのような彼の仕事の一面は、次の世代、藩士柿並市右衛門へと引き継がれる

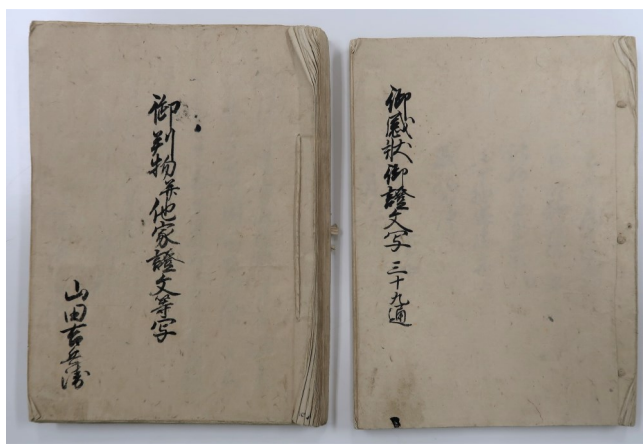
ことになります。

《閥閥録の編纂理由》

閥閥録はなぜ編纂されたのでしょうか。従来、藩主吉元による学問・文化興隆策の一環と位置付けられたり(『萩藩閥閥録』解題)、「閥閥録」編纂を通じ、「家臣に毛利氏との主従関係を再確認させ、藩主吉元に対する忠誠心を喚起した」との評価があります(『山口県の教育史』)。その編纂自体に政治的な意図をみる見方です。一方、御什書整理や江氏家譜編纂のための参考資料として編纂されたとする理解があります(広田暢久「長州藩編纂事業史(其の五)」)。

永田は吉元、宗広、重就3代の藩主に仕えました。吉元・重就は支藩長府藩主から毛利宗家を継ぎ萩藩主となりました(宗広は吉元嫡男)。この3人の藩主は、長府藩出身という出自ゆえに、逆に、元就以降の毛利家、代々の家臣、藩内の寺社、萩藩政の動き、本支藩関係などにつき、その歴史を正確に把握したい思いを歴代藩主より強くもっていたはずで、「江氏家譜」「新載軍記」「御系図弁疑」などはそうした意図から編纂を命じたものです。

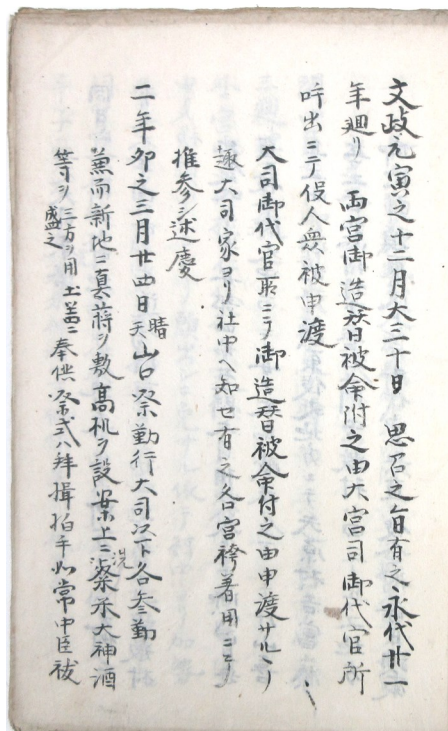
閥閥録編纂は、それ自体に政治的意図があったというより、萩藩・毛利宗家が、過去の歴史を正確に把握し、事実認定するための史料、歴史的な情報を広く集めることに目的があったと理解できそうです。毛利家の家文書の整理が進められたこと、さらには閥閥録の後、藩が家臣に譜録提出を何度も求めたのも、おなじ意図によると考えられるのです。



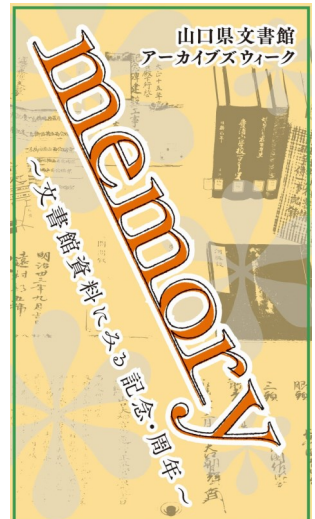
家臣から藩へ提出された所蔵文書の写しを「閥閥録差出原本」といい、その一部が当館に伝えています。また、元萩藩士の家文書に提出分の控が残っている場合があります。上の写真は寄組・山田家文書に残る例です。これらと見比べることで、「閥閥録」編纂過程の一端がみえてくるでしょう。

右：享保5年9月4日提出(山田家文書9)

左：享保7年8月20日提出(山田家文書218)



高嶺両皇太神宮正遷宮記（多賀社文庫474）



あれから ③

高嶺大神宮の式年遷宮(1)

《定期的に造り替えるお宮》

神社で、一定の年数ごとに社殿を造り替え、新しい社殿に御神体を遷すことを式年遷宮といいます。

定期的な造替を行う理由としては、建材である木材の耐久年数、職人等の技術・知識の継承、清浄性の維持、神の再生の象徴、…等、様々なことがいわれています。厳密にどれ、というのではなく、これらが絡まり合って慣例化したものというのが一般的な見方です(『国史大辞典』「式年遷宮」ほか)。

式年遷宮は様々な神社で行われていますが、よく知られているのは伊勢神宮の式年遷宮でしょう。直近の平成25年(2013)の遷宮はニュースにもなっており、記憶されている方も多いかと思います。

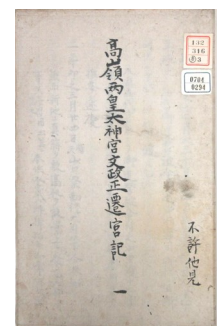
同社の式年遷宮は20年に一度で、次の遷宮は令和15年に予定されています(伊勢神宮ウェブサイト「第63回神宮式年遷宮」)。式年は神社によって様々ですが、20年前後のところが多いようです。

《高嶺大神宮の式年遷宮》

周防国吉敷郡上宇野令(現山口市)鎮座の高嶺大神宮(山口大神宮)は、永正17年(1520)、大内義興が伊勢神宮を勧請した神社です。そのため、伊勢神宮に準じて式年遷宮が行われてきました。戦乱等による延期・中絶を挟みつつ、造替の年から数えて21年目の年、つまり満20年に一度、遷宮を行ってきたとのこと(山口大神宮ウェブサイト「大神宮のご紹介・由緒」)。

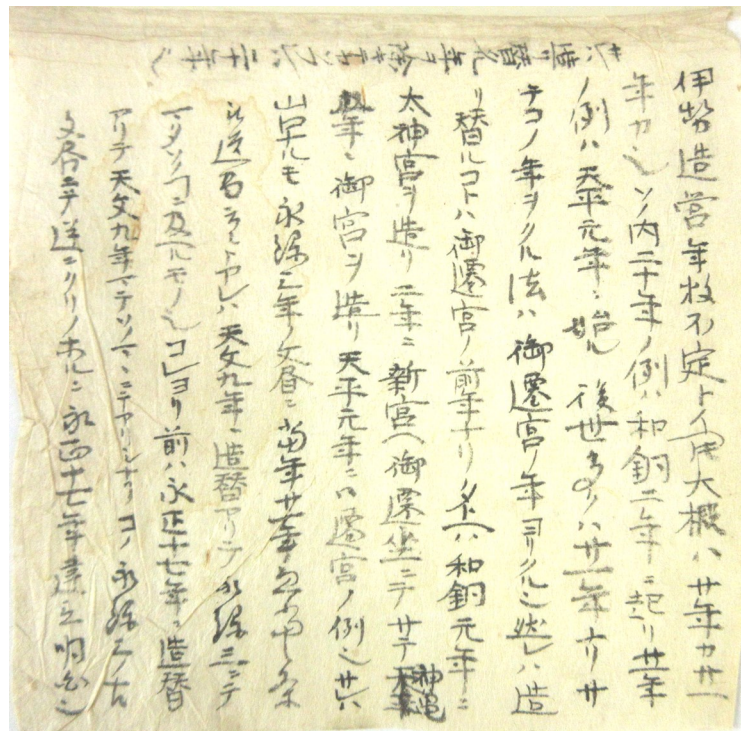
当館には、江戸時代の同社の式年遷宮の概要が窺える記録がいくつか残っています。例えば「高嶺両皇太神宮正遷宮記」(上写真)は、文政3年(1820)に行われた遷宮の記録です。

このときは、2年前の文政元年に遷宮を行うよう藩から沙汰(許可)が下されています。翌2年、近隣の町・村の奉仕を受けつつ、1年をかけて社殿を造り替え、同3年2月から3月にかけて、内宮、外宮の順に御神体を遷したようです。

高嶺両皇太神宮
正遷宮記

高嶺大神宮と同じ上宇野令村に鎮座した多賀神社(現在は山口大神宮内に鎮座)の大宮司高橋家の者によると考えられる記録です。

山口の主要神社(山口五社)の宮司として遷宮に関わったでしょう、多賀社文庫内には他にも遷宮に関する記録がのこっています。



風土注進案 上宇野令之一

（県庁伝来旧藩記録 風土注進案 239）

《式年をめぐる注記》

同社の式年については、萩藩が天保末年に各村に命じて社寺の由緒等も含めたそれぞれの概要を提出させ、編纂した地誌、風土注進案の「上宇野令村之一」（県庁伝来旧藩記録 風土注進案239、刊本『防長風土注進案』13）に興味深い記述が残っています。本文の「両宮二十一年一度の造営正遷宮の式勢州に準ず」に付された、式年遷宮の式年に関する注記です。高嶺大神宮の勧請から提出当時頃までの遷宮と、式年の数え方、2つの話題が付箋に記されています。

これらの付箋は、同書の編修に携わった者たちによって付けられました（『防長風土注進案 研究要覧』緒言、1966年）。

上の写真はこのうちのふたつめ、式年の数え方に関する付箋です。式年が20年なのか21年なのか、を伊勢神宮の例と過去の高嶺大神宮の例、両方を照らし合わせて論じています。内容を確認していきましょう。

まずは伊勢神宮の式年について、年数は定まっていなが大体20年か21年とし、20年で遷宮した初例は和同2年(709)遷宮、21年で遷宮した初例は天平元年(729)遷宮で、「後世多クハ廿一年ナリ」と、後に21年で遷宮するようになったとしています。これについて、実際に伊勢神宮の遷宮年を確認すると、14～15世紀頃から、数えて21年間隔での遷宮が増えていくようです。ただし、このころは延引や中断が多かったため、21年間隔で安定したのは江戸時代に入ってからです（中西正幸『神宮式年遷宮の歴史と祭儀』（1995年）遷宮関係年表）。

なお、年の数え方についても続けて言及しており、遷宮した年から数えるものであるとしています。数え年同様、遷宮の年を1と数えるということです。

また、新社殿の造営と遷宮の時間関係については、社殿の造営を遷宮の前年に行うものであるとしています。

以上、伊勢神宮が遷宮の年から数えて20年で新社殿の造営、21年で遷宮を行っているとして整理したうえで、高嶺大神宮の考察に移ります。なお、このスケジュールは「高嶺両皇太神宮正遷宮記」に記されているものと合致します。

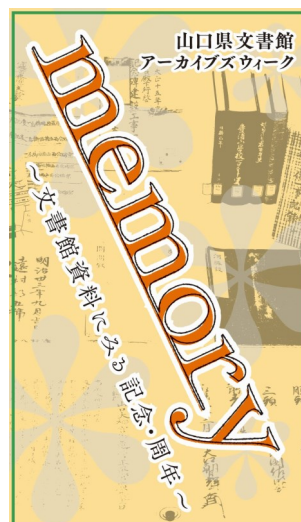
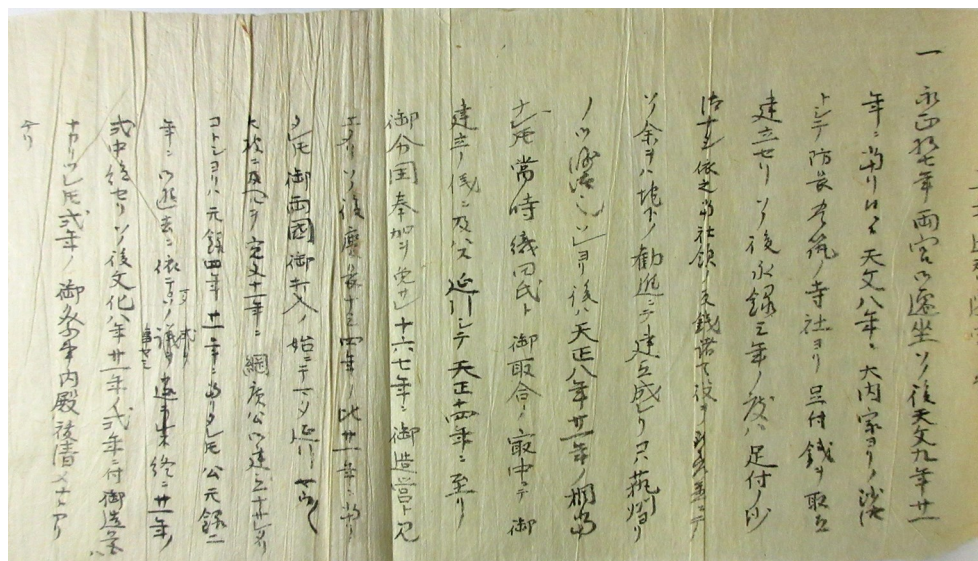
高嶺大神宮の場合、永禄3年(1560)の文書に21年目に当たるので造替する旨が記されていることから、同社の式年は(室町時代以降の)伊勢神宮同様21年であり、永正17年の遷座についても間違いはないとしています。

《注記の背景》

なぜこのように細かい注記がなされたのでしょうか。それは、この付箋が本文の「両宮二十一年一度の造営正遷宮の式勢州に準ず」の注記であることと、この付箋の最後、上部余白に書かれた「造り替タル年ヲ除キテカソフレハ(数ふれば)二十年也」が答えになっているように思います。

すでに説明した数え方について重ねて言及しているということは、式年が20年なのか21年なのか、どこを起点として数えるか(数え年なのか丸年なのか)は、当事者ならともかく、編修者たちにとっては掴みにくいことだったのでしょう。

何年に一度、という場合、いつを起点にするか、どのような数え方にするかというのはしばしば問題になりますが、式年遷宮もその例に漏れなかったことが窺えます。



風土注進案 上宇野鈴之一（県庁伝来旧藩記録 風土注進案239）

あれから ④

高嶺大神宮の式年遷宮(2)

《注進案に記された遷宮》

続いて、高嶺大神宮の遷宮の歴史を記したひとつめの付箋の方を見てみましょう（上写真）。こちらからは、高嶺大神宮の遷宮が延期された理由等もわかります。以下、記述を拾っていきます。

まず、天正8年(1580)に行うはずだったものが、毛利氏が織田氏と交戦中だったため8～9年後に延期されています。

そこから21年目(20年後)にあたる慶長13～14年(1608～1609)の遷宮は、毛利氏の防長移封による財政難等から延期され、放置されたようです。社殿が大破したことで、寛文11年(1671)によりやく建立されたとあります。

次の式年は元禄4年(1691)でしたが、準備が始まる元禄2年に藩主毛利吉就が死去したために見送られ、そのまま「中絶」したと記されています。その後文化8年(1811)年に、式年に当たるので、造営はしない(できない)けれども祭事のみ行ったとあります。

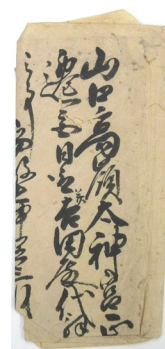
《仕切り直される式年》

ここで、(1)で見た「高嶺両皇太神宮正遷宮記」を思い出してください。同資料は文政3年(1820)の遷宮の記録でした。式年遷宮扱いであったことは同資料に「永代廿一年廻り」とあることから確かですが、その前の文化8年から10年も経っていません。どうしたのでしょうか。

文政3年の後の遷宮は、天保11年(1840)、万延元年(1860)と、それぞれ20年後に行われていることが、万延元年の遷宮に関する文書からわかります(右参照)。

どうやら、文政3年に式年を仕切り直しているようです。過去の事例を見るに、遷宮の延期等が入ったときに、そこを起点に式年を仕切り直す(設定し直す)ことは、珍しいことではなかったようです。

次頁の表は、注進案の注記以外で確認できたものも含めた、式年遷宮の実施に関する記述をまとめたものです。これを見ながら考えていきましょう。



山口高嶺大神宮正遷宮日取井吉田殿代拝之事 安政七申閏三月（毛利家文庫遠用物 近世後期169）

安政7年(万延元年)に行われた遷宮に関する文書です。全4通あり、2通目にこの前の遷宮について「天保十一年」と記述があります。

【表】前近代高嶺大神宮の遷宮

年	西暦	遷宮の有無等	出典
永正17年	1520	両宮遷座(山口に勧請される)	風土注進案 上宇野令之一 付箋
天文9年	1540	造営遷宮	風土注進案 上宇野令之一 付箋
永禄3年	1560	造営遷宮	風土注進案 上宇野令之一 付箋
天正8年	1580	織田氏と交戦中のため延期	風土注進案 上宇野令之一 付箋
天正16,17年	1588,89	造営遷宮	風土注進案 上宇野令之一 付箋
慶長13,14年	1608,09	防長移封のため延期	風土注進案 上宇野令之一 付箋
寛文11年	1671	造営遷宮(破損がひどいため)	風土注進案 上宇野令之一 付箋
元禄4年	1691	藩主逝去により見送り	風土注進案 上宇野令之一 付箋
寛保元年	1741	社殿の棟札の年紀；寛文11年	寺社由来 山口伊勢大神宮
寛政3年	1791	造営遷宮	小々控(毛利家文庫31小々控17(74の10))/毛利十一代史
文化8年	1811	祭事のみ	風土注進案 上宇野令之一 付箋/小々控(毛利家文庫31小々控19(49の29))
文政3年	1820	造営遷宮	高嶺両皇太神宮正遷宮記
天保11年	1840	造営遷宮	山口高嶺大神宮正遷宮日取并吉田殿代拝之事
万延元年	1860	造営遷宮	山口高嶺大神宮正遷宮日取并吉田殿代拝之事

これによると、天正8年に行うはずだった遷宮が天正16～17年に延期して実施された後、その次はその20年後(21年目)の慶長13～14年に行われようとしていますし、寛文11年の後の元禄4年もやはり20年後です。いずれも実施には至りませんでしたが、式年は直前の遷宮を基準に設定されています。

とはいえ、これらの例は延期の結果、実際に遷宮が行われた年から起算しているものです。これに対し、文政3年の例は、近いところで祭事だけでも遷宮が行われている、つまり少なくとも表向きには延期とは認識されない中設定されたものでした。

《延期・中絶と再開》

ここで、元禄4年に遷宮が見送られた後の展開に目を向けたいと思います。延期期間が「中絶」と表現されるほどに長くなった後、再び遷宮を行う際には、どのようにして遷宮の年を決めたのでしょうか。

表を見る限り、元禄4年の遷宮が延期された後、注進案にある文化8年やその前の寛政3年は、寛文11年から数えて20年の周期上に乗っています。

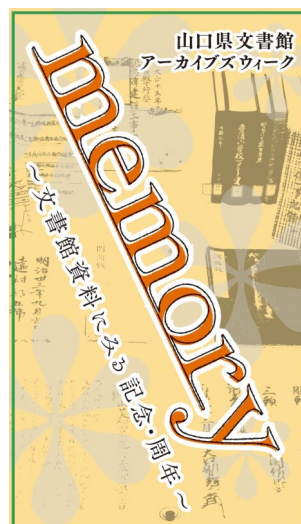
寺社由来の記述によれば、寛保元年(1741)段階では社殿は造替されていませんでした。元禄4年に中絶した高嶺大神宮の式年遷宮は、70年以上経った寛保元年より後のどこかの段階で、寛文11年を起点とした20年の単位を意識して再開されたといえそうです。

行える(行わざるをえない)ときに実施していた天正・寛文の例と異なり、この時には再開のタイミングにも根拠が求められたと考えられます。

《再興される式年》

このような流れを踏まえて、文政3年の遷宮を中心に表を眺めてみると、同年以後の遷宮は、高嶺大神宮が遷座した当初の式年と重なることに気づきます。それまで使用されていた寛文11年起点の周期を切る形で式年を設定していることから、文政3年であること、遷座当初の周期に戻すことに意味を見出していたと考えられます。

文化文政期は、全国の例に漏れず、萩藩内でも国学・古典研究が浸透していった時期です。原点回帰を志向した式年の見直しは、このような風潮の中で行われたものと言えそうです。



当館所蔵の山口県内小学校の開校100年史《一部》（文書館図書376）

あれから ⑤

学校創立記念日～記念式典・学校史編纂～

《10年の節目・100年の節目》

多くの学校で、学校創立後、10年ごとの節目で「創立〇〇周年記念式典」が挙行されています。その年には「創立〇〇周年記念文化祭」など、様々な行事に「〇〇周年」の冠がつけられ、特別な年としての意識が高められることとなります。

式典等を行う節目は10年ごとに置かれることが多いですが、50年や、とりわけ100年の節目は重く受け止められます。この節目にあわせ、各学校では学校史も編纂され、学校の歩みが振り返られるとともに、未来へ向けて気持ちが新たにされています。

《学制100年と学校100年史》

明治5年(1872)、学制が定められ、わが国において近代的学校制度が創設されました。これを機に各地で各種学校が開校していきます。県内の小学校の総数を見てみると、明治5年の34校の開校を皮切りに、明治6年には200校にまで増え、明治7年365校、明治8年653校、明治9年660校と漸次増えていきました。

昭和47年(1972)は、学制制定からちょうど100年の節目の年でした。これ以後、学制制定を機に開校した各地の小学校が次々と創立100年を迎えていきます。

各学校では創立100年を記念する行事や式典が行われ、100年の歩みを振り返る学校史も編纂されました。そのため、各学校の「100年史」の刊行年は昭和47年からの数年間に集中しています。上の写真は、当館が所蔵する県内の小学校の100年史の一部ですが、これらはいずれもこの時期に刊行されたものです。

これらの100年史には、校務日誌や古写真などの学校保有の資料が収められているのに加え、卒業生や旧職員の生の声を伝える数多くの回想記が収録されているのが特徴です。100年史が編まれた当時は、明治生まれの方も数多く健在で、これに寄せられた回想記は、明治時代の学校生活のみならず、時代を伝える貴重な証言となっています。

各種学校の中にあって、とりわけ小学校は地域に密着しており、地域の文化を象



『山口県小学校の系譜』
田村哲夫著
昭和48年11月発行
(文書館図書376)

明治5年の学制頒布以後、各地で小学校が次々と開校していきます。

この本には、それ以前の寺子屋・私塾・郷校などの地域の教育施設が、どのように小学校開設につながったのか、また、それが出版当時の小学校へとどのように変遷していったかがまとめられています。

徴する存在でした。例えば、小学校で行われる運動会は、来賓が招かれ、多くの見物人がつめかける、地域をあげての一大イベントでした。

100年の間、家族の中でも両親に加え祖父母を含めた3世代が同じ学校に通ったという家も珍しくはありませんでした。「小学校の思い出」という共通の話題で世代間の交流ができるのも、小学校が地域に根ざす学校であるからでしょう。小学校の歩みは、地域の歩みでもあり、100年の記念誌は地域の歴史を物語るものでもあります。

ところが、学制から150年を経過した現在(令和4年、学制150周年)、少子化の影響で急速に学校の統廃合が進み、各学校が保有していた資料の散逸が進んでいます。学校資料は地域の記憶を残す上で大変貴重です。「memory」をテーマにした今回のアーカイブズウィークをきっかけに、今一度、学校資料が持つ意義について、認識を新たにしたいものです。

《記念式典を行うタイミング》

節目となる年を記念する場合、その数え方には2通りあります。

一つは、創立年を起点にして、創立1年目、2年目、3年目……と回数を積み上げていく数え方で、「開校10年目」に当たる年は、当然その学校にとって大きな節目の年として認識されることとなります。運動会であれば第10回の記念運動会となるでしょう。

これは学校の創立記念に限ったことではありません。今回のアーカイブズウィークも第1回から回数を重ね、第20回の節目の年です。また、令和7年の今年は「昭和100年」という言い方がされることもありますが、これも昭和元年から積み上げての数え方です。スポーツの大会では10回ごとの節目の大会が記念大会となり、出場枠が拡大されることも、しばしばあります。

これに対して「〇〇周年」という場合には、創立日を起点にして満1年経過した時点を創立1周年と数えるのが一般的です。1周年、2周年、3周年……と数え、満10年となる11年目が創立10周年記念式典を行う年となります。学校の周年行事はこの数え方が多いようです。よっ

て、明治5年に創立された学校は、1872年に100年を足した1972年、すなわち昭和47年が創立100周年の年ということになります。

次に、10年ごとの記念式典のタイミングについて、興味深い例を見てみましょう。

《県立西市農林学校と県立佐波農林学校》

県立西市農林学校(下関市豊田)と県立佐波農林学校(山口市徳地)は、第2次大戦末期、終戦のわずか4ヶ月前の昭和20年4月に、地域からの学校設立を望む声に加え、戦時中の食糧増産という使命を帯び、同時に開校しました。

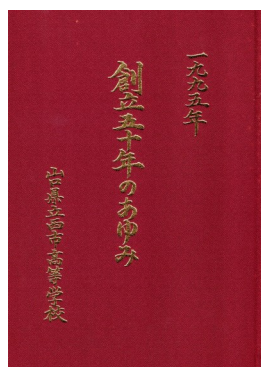
その後、県立西市農林学校は、県立西市農業高等学校、県立豊浦東高等学校、県立西市高等学校と変遷し、現在は県立山口農業高等学校西市分校となっています。県立佐波農林学校は、県立佐波農業高等学校、県立佐波高等学校、県立防府高等学校佐波分校と変遷し、令和7年3月に閉校しました。

同時に開校した2つの学校ですが、西市農林学校(西市高等学校)では、創立から満3年の昭和23年に創立3周年記念式典を行い、昭和30年に10周年記念式典、以後、昭和40、50、56年、平成7、17年に記念式典を行っています。新校舎落成式と同時に行われた昭和56年の35周年を除いて、10年ごとに記念式典が開催されています。

一方、佐波農林学校(佐波高等学校)では、開校から数えて10年目にあたる昭和29年に、本館落成記念と産業教育70周年記念にあわせて、創立10年の記念式典および各種記念行事が行われました。以後、10年刻みで、昭和39、49、59年、平成6、16年に記念式典を行いました。

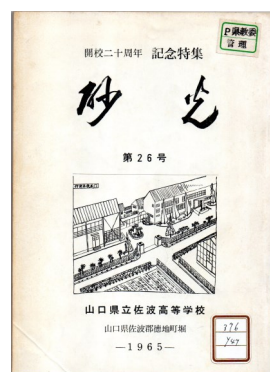
このように、西市高校と佐波高校は記念式典の開催年が、1年ずつずれています。

数え年で節目を祝うか、満年月で祝うかで実際の節目の年は両校で異なっていましたが、10年ごとに過去を振り返って今を位置づけ、未来に向けての展望を新たにすると、記念式典が持つ意義に何ら違いはありませんでした。



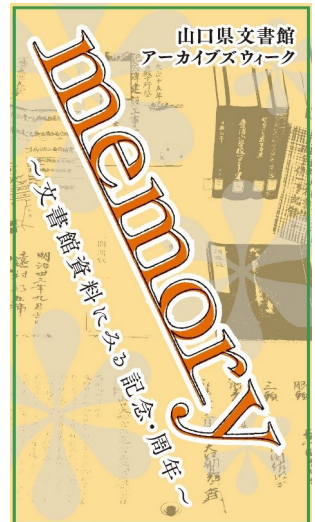
『創立五十年のあゆみ』平成7年11月県立西市高等学校発行(文書館図書376Y73)

*平成7年11月の創立50周年記念式典にあわせて刊行されました。豊富な写真と150名を越える同窓生・旧職員等からの回想記を中心に構成されています。

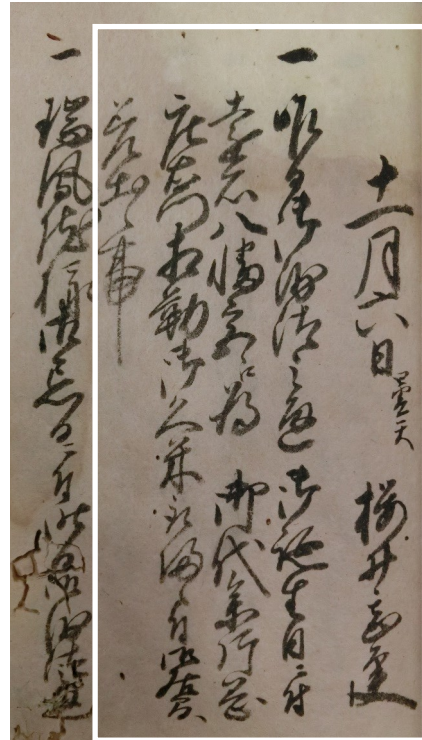


『砂光 第26号 開校二十周年記念特集』昭和40年2月県立佐波高等学校発行(文書館図書376Y47)

*『砂光』は毎年発行の佐波高等学校の学校誌です。この号には20年間の学校の歩みと昭和39年度に行われた記念行事が収められています。



その日 ①



十一月六日 曇天 桜井甚大夫
一、昨日御沙汰之通 御誕生日二付、
遠石八幡宮江為 御代参片岡
庄右衛門相勤、御久米取帰候付、御居間へ
差出候事、

（白粋部分）

記録所日記 明和5年11月6日条（徳山毛利家文庫 記録所日記346）

殿様の誕生日

《誕生日》

自分の生まれた日である誕生日。友人や家族に祝ってもらったり、自分で自分にプレゼント、あるいは何もせずに黙ってスルー…など、その日の迎え方は人それぞれでしょう。

時は変わって江戸時代。当時の藩の記録を読んでみると、「意外」なことに誕生日に関する記事を目にすることがあります。藩の記録という性格上、殿様（藩主）が中心になるという制約がありますが、江戸時代の武家社会でも誕生日を祝うことが行われていたようです。

ここでは、萩藩の支藩である徳山藩（約4万石）の2人の藩主の事例を紹介します。

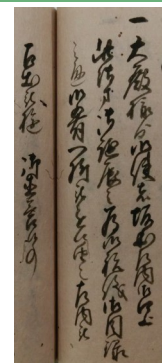
《2代藩主毛利元賢の事例》

2代藩主毛利元賢（1670～1690）は、寛文10年6月14日江戸で生まれました。21歳の若さで亡くなるので、そのほとんどを江戸で過ごしています（徳山へは2度下向しています）。元賢の事例からは、江戸での誕生日を見てみましょう。

貞享元年（1684）の場合、まず「三田八幡」（現東京都港区三田に所在する御田八幡神社と考えられます）へ代参の使者が派遣されます。また元賢は、月代を剃り行水も行って、身を清めています。これは、誕生日のため特別に行われたようです（「御誕生日二付而之御行水也」）。

祝いの膳は「三汁七菜」、鶴の汁、お菓子として瓜などが出されています。また、家老をはじめとする重臣とその嫡子や留守居などには「二汁五菜」、それ以外の家臣には「一汁五菜」の料理が下賜されています。さらに、招かれていた家老らの夫人たちへも料理が下されました（以上、徳山毛利家文庫 福間隆廉自記6、貞享元年6月14日条）。

なお、翌貞享2年の誕生日は、家臣に対して吸物と酒が下されました（同 福間隆廉自記9、貞享2年6月14日条）。これに加えて、同 記録所日記24 貞享2年6月14日条には、あわせて餅と肴も下賜されたとあります。前年と比べて随分と質素になった印象がありますが、旧例に戻し



明和5年11月15日条
（徳山毛利家文庫
御居間日記248）

本文で取り上げた記録所日記とは別の御居間日記を見てみると、明和5年11月15日の就馴の誕生にあたっては、大層様（隠居していた5代藩主広豊）から、祝いの使者が派遣されていたことも窺えます。

た結果とのことです(同 福間隆廉自記9、貞享2年6月12日条。下の写真と釈文参照)。

《7代藩主毛利就馴の事例》

次に藩主が徳山に滞在している場合について見てみます。

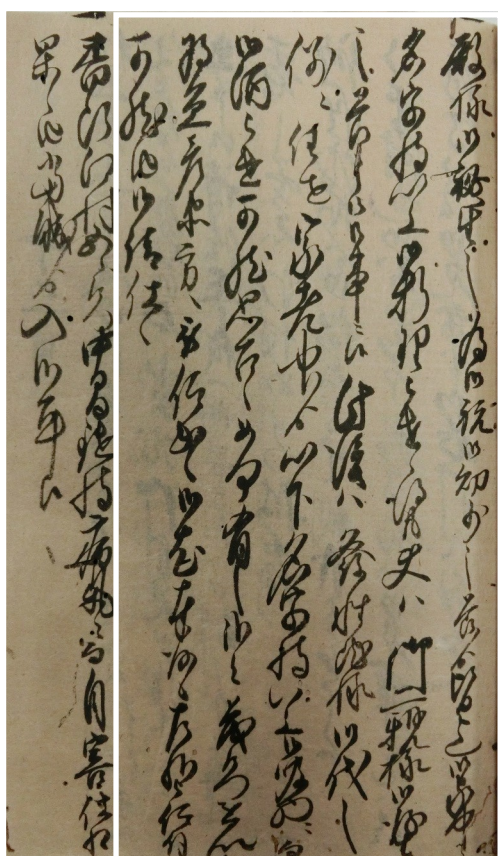
7代藩主毛利就馴(1750～1828)の事例を取り上げます。彼の実父は5代藩主毛利広豊ですが、6代藩主で兄の広寛が早くに亡くなったため、7代藩主となりました。彼は寛延3年11月6日の生まれです。

明和5年(1768)の場合、誕生日の3日前に祝酒を下賜する旨が家老ら重臣たちに伝えられています。また同じ日には、「御誕生御祝」を下されるので、当番・非番の記録所の人々などに「四時」(現在の午前10時頃)の出仕を命じています。藩主の誕生日は例年のことですが、関係者にはこうした通知がなされていたわけです。

さて当日は、「御誕生之御祝」として、出仕した家老やその嫡子、御用人などへ吸物・「御肴」一種・酒が振舞われました。また別室では目付・蔵本兩人役・作事奉行その他に対して同様のものが下されています。

また、殿様の誕生日には、徳山毛利家の崇敬を集めていた遠石八幡宮へ代参の使者が派遣されました(表面参照)。

なお、理由はわかりませんが、この年の誕生の祝いは11月6日から15日に延期されています。そのため、家老などへの祝いの下賜は11月15日に行われた一方、遠石八幡宮への代参使者は正規の誕生日(11月6日)に派遣されています(以上、徳山毛利家文庫 記録所日記346、明和5年11月6日・12日・15日条)。

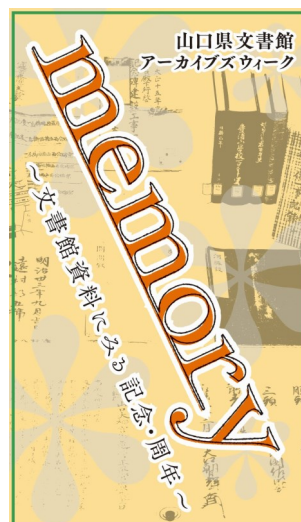
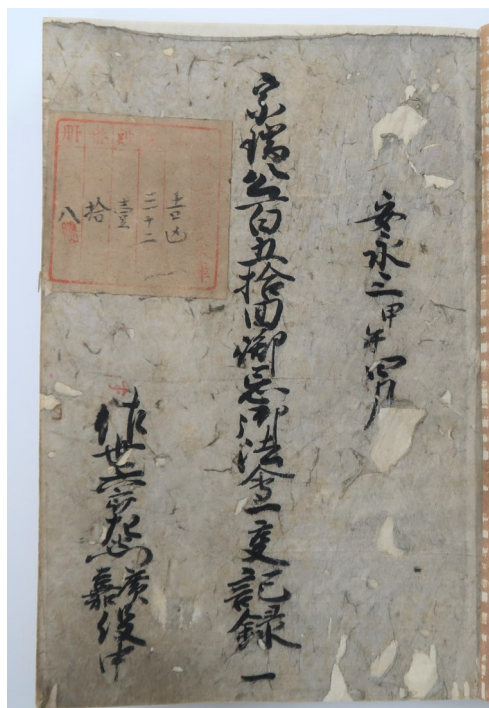
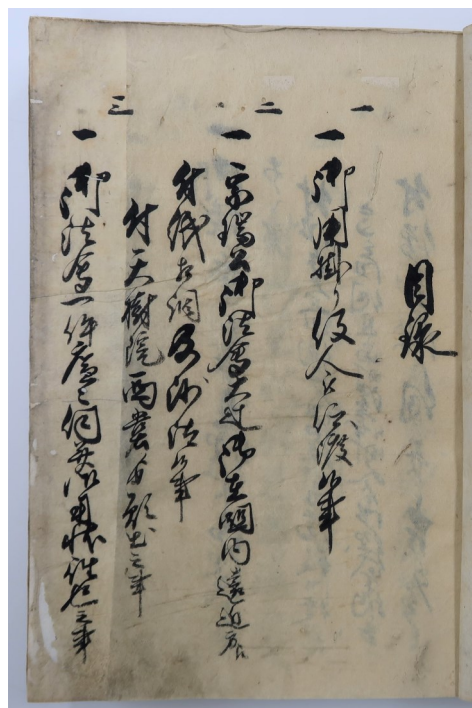


福間隆廉自記九 貞享二年六月十二日条より

一、殿様御誕生之為御祝、御幼少之節は頃日迄御家中
名字持以上御料理被遣候得共、夫ハ 御二親様御存生
之節之御御事ニ候、此後ハ 発性院様御代之
例ニ任せ、家老中より以下名字持以上御吸物ニ而
御酒被遣可然思召候、如何有之哉と茂左衛門を以
将監・彦兵衛方へ被仰出候、御尤奉存候、左様被仰付
可然由御請仕候、

(白枠部分)

「豪華な」誕生祝いの膳は両親が存命中の時のことであり、「発性院様」(初代藩主毛利就隆。元賢の父)時代の例にならって、家中へは吸物と酒の振る舞いにしてはどうか、と元賢が家老等に諮っています。家老等もそれに同意し、この年からは本文にあるような形になりました。



「宗瑞公百五拾回御忌一事記録」より表紙と目録冒頭（毛利家文庫46吉凶10(30の1)）

その日 ②

安永3年4月輝元150回忌法要

《毛利輝元の菩提寺天樹院》

毛利輝元(宗瑞)は寛永2年(1625)4月27日、萩で73年の生涯を終えました。死後、隠居所であった萩の四本松に菩提寺天樹院が建立されます(臨済宗南禅寺派)。寺社隠密書寄(毛利家文庫12寺社11)によれば、同寺は天和2年(1682)の堀内大火で焼失し、貞享3年(1686)から桜江の隆景寺を天樹院と改め輝元の位牌を安置します。そののち宝暦7年(1757)7代藩主重就が四本松への天樹院再興を決めたといいます。明和2年(1765)6月、完成した天樹院本堂に位牌が移されています(「天樹院殿三拾三回並百五拾回御忌記録」同46吉凶8)。

《輝元150回忌法要》

安永3年(1774)4月23～27日の5日間、天樹院で輝元の150回忌法要が営まれます。この法要に関しては、「宗瑞公百五拾回御忌一事記録」(上写真)などの記録が毛利家文庫に残っており、そこから法要の具体像が明らかになります。

この法要は、延宝2年(1674)の50回忌法要、享保9年(1724)の100回忌法要と比べ、大規模に営まれたことが特徴です。重就の事績をまとめ、その功績を強調する書「御国政再興記」には、輝元150回忌法要およびそれに先立つ明和7年(1770)の元就200回忌法要が「先規よりも段々御念を入れられ候事」とあり、重就の意向で法要が大規模に営まれたことが力説されています。

《法要日数と法華経講読数》

法要の大規模化は、まず法要の日数および講読される法華経の数に現れています。50回忌法要は4月22～27日の6日間で法華経8巻が1000部(1000回)講読され、終了後に満散の能が行われました。しかし100回忌法要は、当時の幕府儉約令に従い、4月24～26日の3日に短縮され法華経講読も300部に止まりました。27日の満散は御囃子でした。

これに対し150回忌法要は、まず21～23日に萩城内の霊社で祭式が執行さ



御国政再興記
(毛利家文庫11政理
63～65)

重就の諸政策が、藩政・財政の立て直しに功績のあったことを力説した書です。家臣からの批判が強いなか、重就の政策意図、正当性を主張し批判に反論するため、安永8年(1779)に「第一」が、天明2年(1782)に「第二」が編纂されました。「第二」がより「自己弁護的」内容と評されています(河村一郎『御国政再興記』のことー長州藩の宝暦改革ー)。

れ、続けて天樹院で5日間の法要が行われました。法華経講読数は表向き300部とされたものの実際は500部講読されました。満散では能が演じられています。参加僧侶は160名、これも100回忌の120名より増えています。

《法要参列者枠の拡大》

より注目されるのは法要参列者枠が拡大されたことです。100回忌法要は焼失後移転した寺で営まれましたが、手狭なため輝元との由緒が深い家筋の家臣13名のみが「寺詰」（寺への参列）を認められました。これに対し150回忌法要では、天樹院が再興されたこともあり、参列者拡大の方針が採られました。

法要の前年、担当者である藩士香原弥右衛門は、「今回の法要では、藩は輝元公との由緒を申し出た者は詮議の上で参列を認めるとしている。輝元公との由緒を示す文書を所持している者は積極的に申請すべきである。そうでなければ各家で文書を持ち伝えている意味がない」と言い、担当役所から家臣に対して積極的な申請を促すよう伝えています。

また、藩内の百姓・町人にも広く参加が呼びかけられました。安永2年には百姓・町人ら90名が法要参加の願書を藩に提出しています。願書には各家と輝元との由緒が記され、根拠となる古文書の写しが添付されました。希望者は萩町人、各宰判の大庄屋・庄屋が多く見えます。

法要には、寺詰を認められる者、焼香のみ認められる者、御供えを奉納できる者、御斎を振舞われる者、満散の能の見物を許される者など参加のあり方はさまざまでした。藩は輝元と各家との由緒を元に「家筋判断書」を作成し、法要への参加形態を判断しました。

《藩主重就の意図》

輝元150回忌法要および元就200回忌法要を大規模に営んだ藩主重就の意図はどこにあったのでしょうか。

重就は6代萩藩主宗広の急逝により、長府藩主から毛利宗家を継ぎ、宝暦元年(1751)7代萩藩主となります。宝暦検地や財政の立直しなどを進め、後年「中興の祖」として評価されています。一方、その治世下には一門をはじめ重臣たちとの激しい対立があり、重就の政策に家臣らの強い批判があったことも指摘されています。

「支藩主から宗家へ入った殿様」重就にとり、藩内での権力基盤の強化、自らの政策の正しさを主張することは、一貫した課題でした。重要な毛利家祖先の年忌法要を大規模に営み、参加者枠を拡大し、より多くの家臣・領民を法要に参加させることで、毛利家さらには重就への求心力を高める効果を期待できます。法要をきっかけに、毛利家との関係を再認識させるとともに、広く参加を認めた重就への好評価、支持も彼らから得られるでしょう。重就の意図は、ここにあったのではないかと考えられるのです。

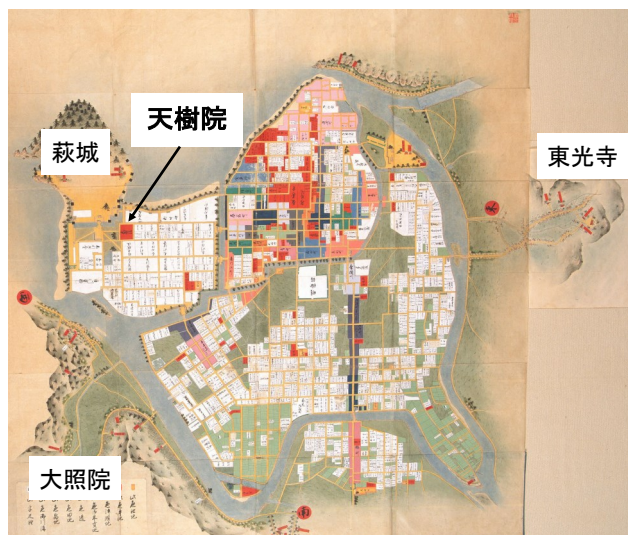


図1 天樹院の位置

（慶応元年「萩城下町絵図」毛利家文庫58絵図414）

天樹院は萩城にほど近い堀内の四本松に位置していました。元治元年(1864)に広厳寺と改称、明治4年(1871)現在の大照院に合併し廃寺となりました(平凡社『山口県の地名』)。

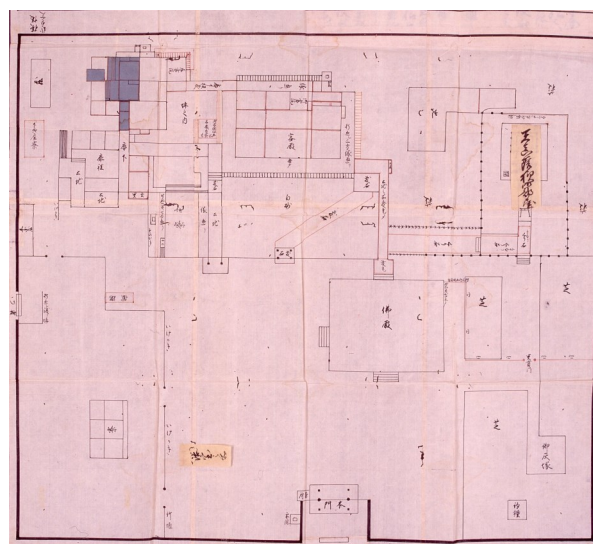
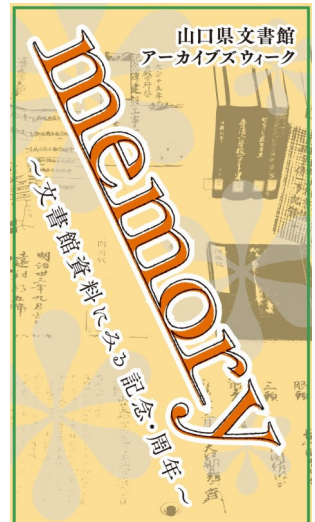
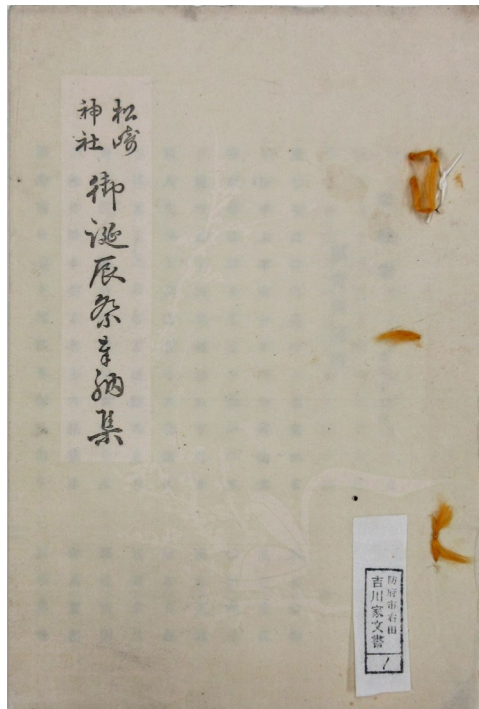


図2 天樹院内の配置図

（「天樹院御寺惣差図」毛利家文庫58絵図1090）

年欠の図面ですが、「天真院様御部屋」との付紙があります。天真院は文化12年(1815)死去の重就側室であることから、本図は再興後の天樹院を示すものと考えられます。



松崎神社御誕辰祭奉納集（吉川家文書1）

その日 ③

誕生日をまつる

《天満宮の御誕辰祭》

仏教の灌仏会、キリスト教のクリスマスのように、神道(神社)で祭神の誕生日に何かをする例はあまりありません。菅原道真を祭神とする天満宮は、祭神の誕生日に祭を行う、数少ない神社のひとつです。

現在、太宰府、北野をはじめ各地の天満宮で、菅原道真の誕生日である6月25日に祭礼を行っています。当然、道真の誕生日は旧暦ですので西暦に合わせて調整していますが、それを現在の暦のどこに設定するかは神社によって様々です。

祭礼は「御誕辰祭」と称することが多いようです。「誕辰」は誕生日のことで、近世までは主に貴人の誕生日に対して使われていました。

《近代防府天満宮の御誕辰祭》

今回取り上げるのは松崎天満宮(松崎神社、現防府天満宮)の御誕辰祭です。

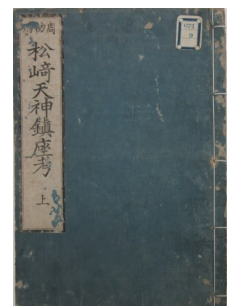
同社の御誕辰祭の式日は、明治5年(1872)の西暦移行後、7月21～25日

となっていました。明治43年に8月3～5日へと変更されます。これは、同社が祭日全般について、旧暦(太陰太陽暦)の日付を同年の西暦の日付に計算して設定し直したためです(防府天満宮『防府天満宮神社誌』社史編、2005年)。旧暦の日付をそのまま使用する例や1ヶ月後ろにずらす例が多い中、特色ある取り組みでした。

祭の様子は、新聞等から窥えます。例えば、『防長新聞』明治33年7月22日号、24日号には、参道に数多の提灯が並ぶ中、「煙火(はなび)」や囃子、踊り、義太夫、軽業、飾り物等が出て、多くの人で賑わった様子が描かれています。

また、「周防宮市松崎神社略誌」(御園生翁甫文庫447、昭和3年(1928))等のような小冊子類には、見世物・興行の他、詩歌の献詠や清書の奉納による奨学祈願に加え、剣道の試合等が行われたことが記されています。「学問の神様」ならではの内容です。

上の写真は、明治32年の御誕辰祭の際に奉納された詩歌集です。表紙は薄緑



周防府松崎天神
鎮座考 上下
(荒瀬家文書(防府市)
246・247)

嘉永2年(1849)版行の国学者弘正方(ひろまさかた)による防府天満宮の由緒です。天満宮関係者による「松崎祠実録」(次頁参照)には書かれている菅原道真の誕生日が、こちらでは「某月日」となっています。情報の流れ方等を考えると興味深い資料です。

の地に、白抜きで梅と冠が描かれています。中は崇敬者による連歌、和歌、俳句、漢詩文と、あらゆる詩歌により構成され、和歌にも漢詩文にも巧みであった祭神にあやかるものとなっています。神社の祭礼で和歌や俳句が奉納される例は多くありますが、連歌に漢詩文までとなると多くはないようです。これも天満宮ならではのものといえるでしょう。なお、奉納者のほとんどが旧周防国域の人です。

《江戸時代の御誕辰祭？》

現代においても清書の奉納や柔道・剣道の大会、各種イベントと花火で賑わう御誕辰祭ですが、『防府天満宮神社誌』に起源についての言及はなく、同書内に事例として挙げられているのは近代以降のものです。

また、松崎天満宮が自社の由緒等を記して藩へ提出した寺社由来(「東佐波令 天満宮」)(県庁伝来旧藩記録 寺社由来555)、刊本『防長寺社由来』3)や、風土注進案(「東佐波令之上」)(同 風土注進案126)、刊本『防長風土注進案』10)に他の祭礼が記載されている中、御誕辰祭の記述は確認できません。これらの資料は藩への正式な報告ですので、年中行事や毎月の祭祀等については漏れや誤りのないように作成されるものです。ここに記載がないということは、「御誕辰祭」として催行されてはいなかったと考えるのが穏当でしょう。

代わりに行われていたと考えられるのが、毎月1日、18日、25日に行われる祭祀で、寺社由来、風土注進案共に記載があります。供御を献じ、神楽を奉納するもので、規模の大小があり、元日、2月25日、8月25日(秋祭)の3日は大御供、その他は小御供を献じました(上写真)。

月次祭がこの3か日である理由として、近代以降の資料では、「一日は月の初日に当り、十五日は月参講社の祈祝の為。二十五日は菅公に御縁故の深き日なるを以て此の三日を古来月次の御祭日と定めたるものなり。」「(「周防宮市松崎神社略誌」)等と説明されています。6月25日が誕生日であるだけでなく、菅原道真は延喜元年(901)正月25日に大宰府配流の詔を受け、同3年2月25日に薨去しました。25日は「御縁故の深き日」でした。

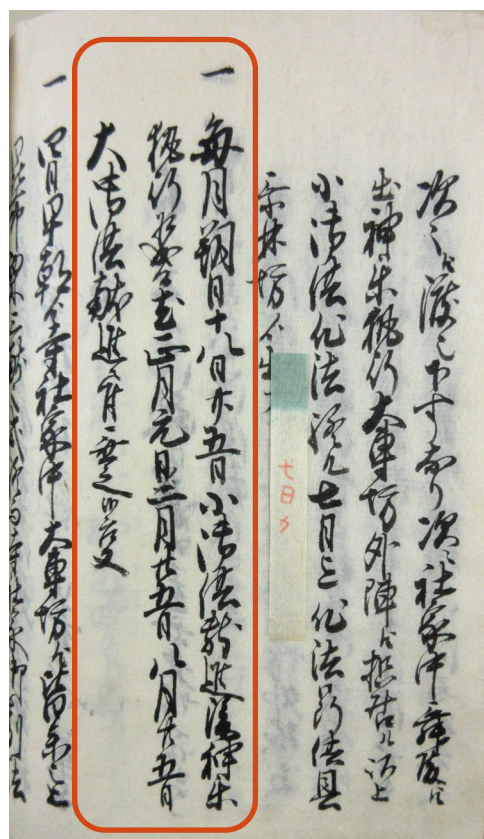
ただし、忌日にあたる2月25日は大御供、配流詔の正月25日や誕生日の6月25日は小御供と、供御の規模に差がありました。延享2年(1745)に松崎天満宮の神宮寺である大専坊の僧侶文済による「松崎祠実録」(防府天満宮蔵。ここでは当館蔵の近代山口県史編纂所による謄写本(県史編纂所史料329)を参照)に道真の誕生日が記されていることを考えると、当時の天満宮の神職等は道真の誕生日を把握していたと考ええてよいでしょう。そのような中でも祭祀の規模に差が付けられていたことから、江戸時代における忌日の優先度の高さが窺えます。

《誕生日観の変化と御誕辰祭》

このように、菅原道真の誕生日の祭祀が神職のみによる月次祭から、御誕辰祭に変化するの近代に入ってからのもです。

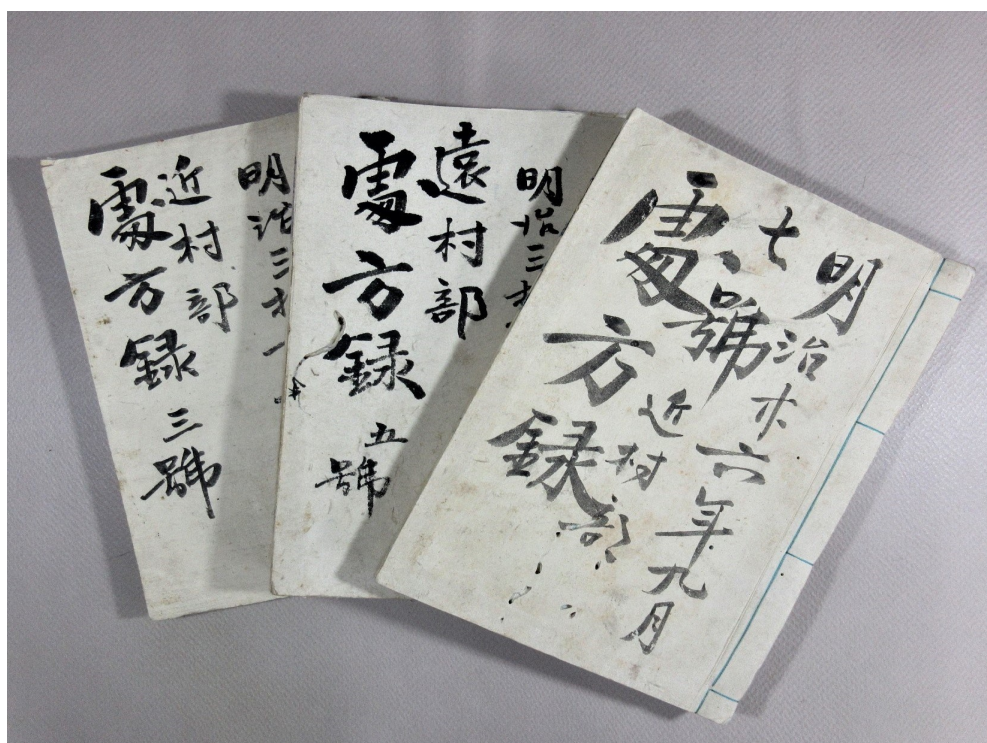
誕生日の捉え方の変遷については、誕生日を祝うこと自体は近世以前も行われていたようですが、それは個人の記念日であって、祈祷や参詣と身内(家中)で祝うものであったそうです。それが開国後、欧米文化に触れる中で、天皇(や将軍)の誕生日が国民に対して適用される「休日」(祝日)になっていったことが指摘されています(鶴澤由美「近世における誕生日—将軍から庶民まで そのあり方と意識—」、『国立歴史民俗博物館研究報告』141、2008年)。

誕生日の祭祀が、身内(神職)による供御からオープンな祭へと変化していく様は、このような誕生日観の変化に合わせたものだったのかもしれませんが。

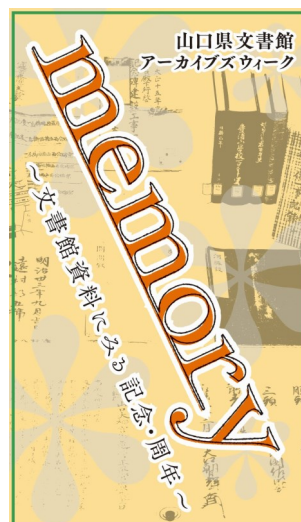


風土注進案 東佐波令之上
(県庁伝来旧藩記録 風土注進案126)

囲み部分が月次祭に関する記述で、「一、毎月朔日、十八日、廿五日、小御供献進後、神楽執行相成候、尤正月元日、二月廿五日、八月廿五日、大御供献進二付無之候事」とあります。



処方録（亀田家文書10/27/41）



✿ 9

その日 ④

明治18年4月21日「医師取締規則」の 制定と処方録

《医療記録の作成と管理》

当館では、明治期に山口県内の開業医が作成した処方録を所蔵しています。処方剤録・列施布篤など様々な名称で医師が診療に際し作成した記録は、当時の人々の疾病状況や地域医療をめぐる実態など、豊富な情報を含む歴史資料です。

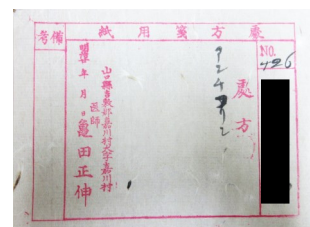
医療記録の管理は近代以降に法制度や様式の整備が進みました。まず、明治7年(1874)の医制が病名や薬剤の用法等記載した処方書の交付を医師に課し、明治39年の医師法は診療の記録(「帳簿」)の作成義務と10年間の保存を規定します。そして昭和23年(1948)の医師法および医療法と各施行規則等で、作成されるべき記録の種類や保存年限(「診療録」は5年、「診療に関する諸記録」は2年)などが定められて現在に至ります(この間の過程については赤司友徳2024を参照)。こうした記録管理の歴史を辿る

上でも、明治期の処方録は、その初期段階のありかたを窺い得る資料といえます。

一方で、明治10～20年代には、主に開業医を対象に府県が制定した「取締」規則の中で、記録の作成・管理に言及されるようになります。山口県が「医師取締規則」(県達甲第33号、明治期山口県布達類143)を制定したのは、明治18年4月21日のことでした。

《山口県「医師取締規則」》

この規則では、記録の名称を「処方録」とし、①医師が作成するもの、②内容は患者の氏名・住所・職業・年齢・病名・薬剤、③保存する必要あり、④「臨時点検」の対象となる、と定めています。そして、患者に与える「処方書」とは区別しています。また、規程に違反した場合には「二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五拾錢以上壹円五拾錢以下ノ料科ニ処ス」(第12条)という罰則も設けられました。



処方箋
(明治23年/亀田家文書4)

医師が診察した患者や薬舗に交付するのが処方書(処方箋)です。「医師取締規則」では患者の氏名・年齢・処方した薬剤の用量、処方した医師の氏名を記載するよう定められました(画像は一部加工しています)。

他府県で作成された処方録に関する規程の事例を示したのが以下の表です。名称や記載内容、官吏の点検への対応、罰則規定の有無などで差異がみられます。岡山県のように「必ラス」の文言はないものの、制定の段階で罰則規定を伴っていたことから、山口県は医師に対し当初から記録の作成や保管を厳しく求めているといえます。

府県名	制定年月日	該当規則	内容	罰則規定	臨時点検	出典
東京府	明治14.12.6	甲第171号 ー ー	開業医師ハ処方録ヲ製シ日常施治ノ患者一人毎ニ其住所氏名年齢及ヒ病名薬方分量等ヲ詳記シ之ヲ保存シテ臨時ノ点検ニ供スヘシ	×	○	医事新聞(48) 明治15.1
兵庫県	明治15.3.23	甲第60号 医師取締規則 第9条	医師ハ予テ帳簿ヲ製シ置キ毎患者ノ住所姓名職業年齢病名薬名等ヲ精密登記シ他日点検ノ用ニ供スヘシ(※明治17の規則改正で「帳簿」→「処方録」に変更)	○	○	兵庫県下衛生委員必携
長野県	明治16.7.14	甲第49号 医業取締規則 第3条	患者ヲ診療スルニハ処方録ヲ調製シ住所氏名身分職業年齢既婚未婚ノ別病名薬法等ヲ明記シ置臨時掛り官吏ノ点検ニ供スヘシ	○	○	長野県布達月報 明治16年8月之部
大阪府	明治16.8.11	甲第54号 開業医規則 第6条	開業医ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ ニ 処剤録ヲ備ヘ置キ患者ノ住所職業氏名年齢及ヒ病名処方転帰等ヲ登記スルコト	×	×	大阪府改正開業医規則
岡山県	明治16.12.26	甲第108号 開業医師取締規則 第4条	医師ハ必ラス処方録ヲ製シ患者ノ住所姓名年齢職業及ヒ病症処方転帰等ヲ詳記スヘシ、但患者治療ヲ休止シ又ハ医師ヲ転換スル等其転帰ノ詳明ナラサルモノハ其事由ヲ記入スヘシ	×	×	岡山県布達前報 明治16.17年上(甲)
愛知県	明治17.7.16	甲第65号 ー ー	開業医ニ於テ設クヘキ処方録ハ別紙様式ニ準シ調製シ九月一日ヨリ相備ヘシ<例言>此処方録ニ記載ノ字書ハ楷字ニテ書スヘシ○病症ノ欄ハ診断ヲ記スヘシ手術ヲ行トキハ処方録内ニ其処置ヲ略記シ若シ一欄内ニ記シ難キトキハ他欄ニ記スルモ妨ケナシ(下略)	×	×	愛知県布達前報 明治17
島根県	明治17.8	甲119号 医師取締規則 第4条	医師ハ処方録ヲ製シ施治患者ノ住所・職業氏名年齢及ヒ病名薬劑ノ処方病症ノ転帰等ヲ記シ之ヲ保存スヘシ、処方録ニ失毀損シタルキハ速ニ当行へ届出更ニ新帳ヲ製スヘシ	×	×	現行島根県布達全書
山口県	明治18.4.21	甲第33号達 医師取締規則 第4条	医師ハ処方録ヲ製シ施治患者ノ住所職業氏名年齢及ヒ其病名薬劑ノ処方ヲ記シ之ヲ保存シテ臨時点検ノ用ニ供ス可シ	○	○	山口県布達全書 一八年前後甲号
愛媛県	明治20.1.24	県令第21号 医師取締規則 第12条	医師ハ必ラス処方録ヲ製シ患者ノ住所職業氏名年齢及ヒ病名処方転帰等ヲ記載シ之ヲ保存シテ臨時点検ノ用ニ供スヘシ、但患者転帰詳明ナラサルモノハ其旨ヲ記載シ置クヘシ	○	○	愛媛県衛生現行規程

《 当館所蔵の処方録 》

当館が所蔵する「処方録」(亀田家文書)・「投剤録」(津田家文書)はいずれも県「医師取締規則」制定後に作成されたものですが、書式・内容は多様です。

吉敷郡嘉川村(現山口市)の亀田正伸医師による「処方録」では、明治20年代の一時期、病名・転帰・初診日・病歴現症・受診日ごとの処方内容などの項目が印刷された用紙を使用していました。欄外に体温が記載される場合もあり、医師が診療に必要な情報を蓄積する記録として機能していたことが窺えます。

また、同郡山口町の津田浩医師による「投剤録」は、白紙を罫線で3段に区切ったのみの用紙を使用していますが、帳簿の見返しに以下のような記入要領が記されており、薬価計算の際の効率性を考えた書式といえます。

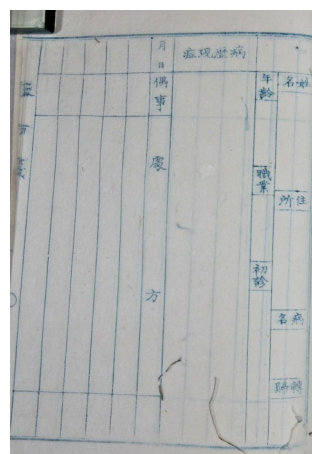
＜上段＞ 大人ニ対スル散水薬・頓服薬

＜中段＞ 小人ニ対スル散水薬

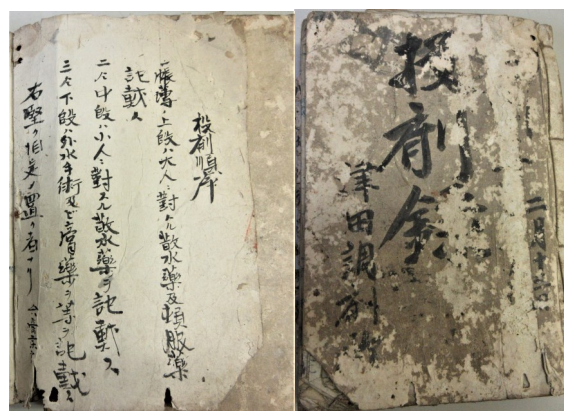
＜下段＞ 外水・手術及ビ膏薬

表題や内容、書式には、当該期の関連法や医師の経歴の影響を考慮する必要があります(廣川和花2018)。

なお、こうした資料は、取扱いの際に十分な倫理的配慮を要しますが、山口県内でこの時期にどのような処方録が作成されたのか、更なる事例の蓄積が期待されます。



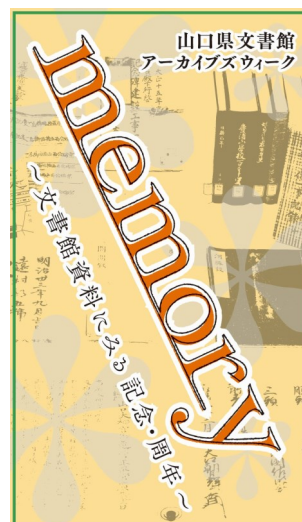
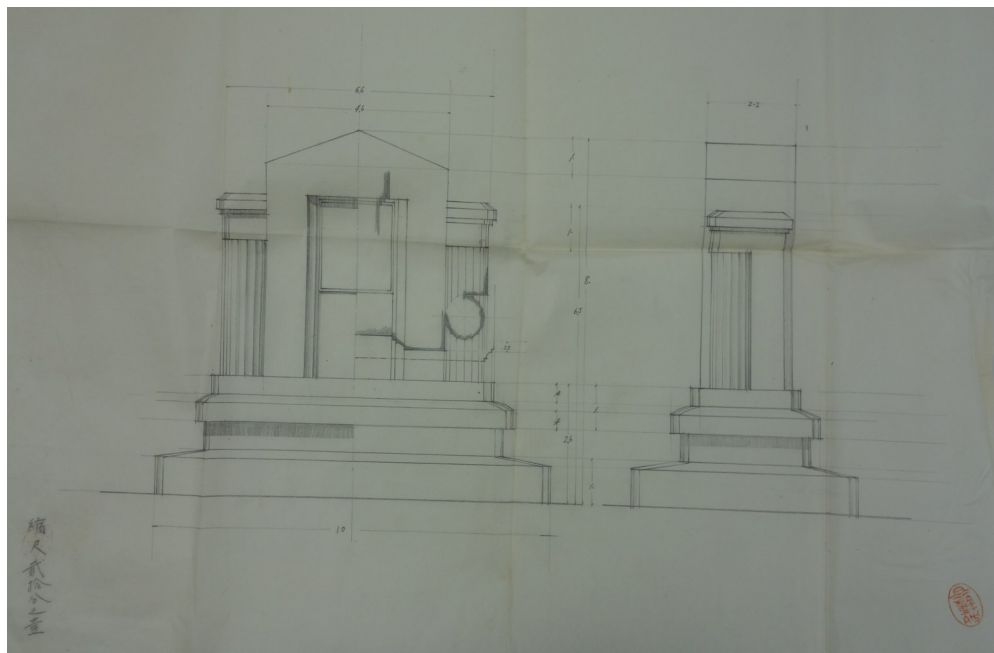
◀ 処方録 近村部 7号
(明治23年/亀田家文書11)



▲ 投剤録(明治40年/津田家文書(山口市)8)

＜参考文献＞

- * 廣川和花「地域医療の『近代化』と明治維新—栃木県塩谷郡の事例から」(ダニエル・V・ボツマン・塚田孝・吉田伸之編 『「明治一五〇年」で考える—近代移行期の社会と空間』山川出版社,2018)
- * 赤司友徳「戦前期における医療記録の管理制度—医師の自律と保健行政の統制—」(『九州史学』198,2024)



✿ 10

加護谷祐太郎による「行啓記念碑図案」（「東宮殿下行啓記念碑建設工事」県庁戦前B建築課3016）

その日 ⑤

「記憶のよすが」行啓記念の日

《虎ノ門事件》

大正12年(1923)12月の摂政宮襲撃事件は、山口県にとって痛恨の不祥事でした。それ以降、県政のあらゆる局面でくりかえし強調されたのが「思想善導」のフレーズでした。翌年9月21日、六体の旧藩主銅像が取り囲む山口町の亀山山巔で祈誓式が執り行われ、県民の「満腔ノ赤心」が披瀝されました。

《東宮行啓》

時を経て、大正15年、東宮行啓の日を迎えます。山口県にとって、「大不敬事件」の汚名返上の重要局面と位置づけられ、5月29日、県庁舎露台の皇太子の英姿を仰ぎ、森厳なる奉迎式が挙行されました。



◀奉迎式場
（「東宮殿下
行啓記念」写
真 行幸啓6）

《記念碑建立》

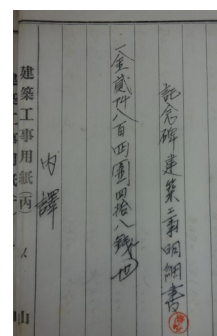
「恐懼措く能はざる」山口県人として、5月29日をメモリアルな日として刻むべく、毎年この日に行啓記念式が催行されることになりました。そしてさらに、その記憶を上書きする装置として記念碑が建立されることになりました。

《記念碑除幕式》

雨中の奉迎式から一年後の昭和2年(1927)5月29日、薫風そよぐ快晴のその日、県庁舎正面に、高さ4尺2寸(約1.3メートル)、小品ながら神殿風の潇洒なデザインにまとわれた記念碑がその姿を現しました。



◀行啓記
念碑現状



工事明細書
(県庁戦前B建築課3016)

記念碑建設は内務部土木課で統括されました。起案文書をはじめ設計者との往復書翰には、建築技手岩崎延雄の署名や印鑑が見られます。岩崎は明治末期から戦後直後までの永きに亘って県営繕に足跡を残した建築技師です。旧県庁舎建設事業に関与していたほか、初代山口図書館長佐野友三郎の推挙で旧岩国町立図書館の設計にもあたっています。

設計者はザベリヨ記念碑と同じく、東京市建築技師の加護谷祐太郎です。東京帝国大学建築科出身の加護谷は、明治期の東大寺大仏殿修理、関東大震災後の浅草寺復興の指導者として知られています。大正12年竣工の日本赤十字社山口支部病院の工事顧問技師として山口の近代建築史上にもその名をとどめています。

記念碑の基礎には小野田セメントが用いられました。碑石には山口県の特産品としてその名を知られていた秋吉産大理石が用いられました(美祢郡秋吉村鹿取彦七請負)。碑文が浮き彫りにされた銅板は大阪の造幣局で製作されたものでした。工事報告文によれば、「全体規模は宏大ならずといえども熱誠なる百万県民の絶大なる光栄を浴したると共に感恩報公の誠を盡し以て万古に不異ならしむことを期す」という設計コンセプトでした。

加護谷技師は帝都復興院にも在籍していました。そのつながりで、横浜山下公園や神宮外苑整備のプランナーとして高名であった造園技師折下吉延から、景観についてのアドバイスもあったようです。記念碑の設計には、周辺の景観との調和にも意が注がれていたのです。

《行啓記念式と行啓記念碑除幕式》

議事堂前庭での行啓記念式に続いて、庁舎前庭で記念碑除幕式が挙行されました。

その式辞の中で大森知事は、「感無量無辺の皇恩に頼るものにして、寵光山河を照し恵沢草木に及び防長二州は之がため一新紀元を画せる」「かくの如き光栄は決して一時の誇に非ずして百万県民が時々刻々念頭に

牢記して永遠に感恩報効の目標と為す」と述べています。こうして「五月二十九日」が山口県民の記憶の中にしっかりと刻み込まれることになったのです。

《行啓記念碑碑文》

大正十五年五月二十八日ヨリ三十一日ニ至ル四日間 皇太子殿下本県へ行啓アラセラルル二十八日二十九日ノ両日 鶴駕ヲ本県庁ニ駐メセラルル県民誠歡喜ニ堪ヘス二十九日午前九時前庭ニ於テ泰ク奉迎ノ式ヲ挙行ス 殿下ニハ露台ニ起立アラセラルル誠意ヲ嘉納シタマヘリ式ニ参列セシ県民代表者七千名咫尺ニ英姿ヲ仰キテ萬歳三唱ノ聲山河ニ震ヒ永遠ニ寵光ヲ荷フテ千載一遇ノ喜肺腑ニ銘ス美ニ昭代ノ盛事ニシテ県民ノ大慶ナリ因テ茲ニ記念ノ碑ヲ建テ以テ感恩載徳ノ微衷ヲ表ス

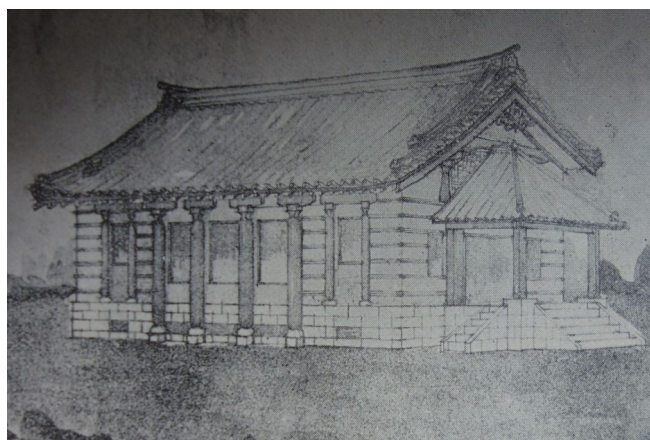
昭和二年三月 山口県知事正五位勲四等 大森吉五郎



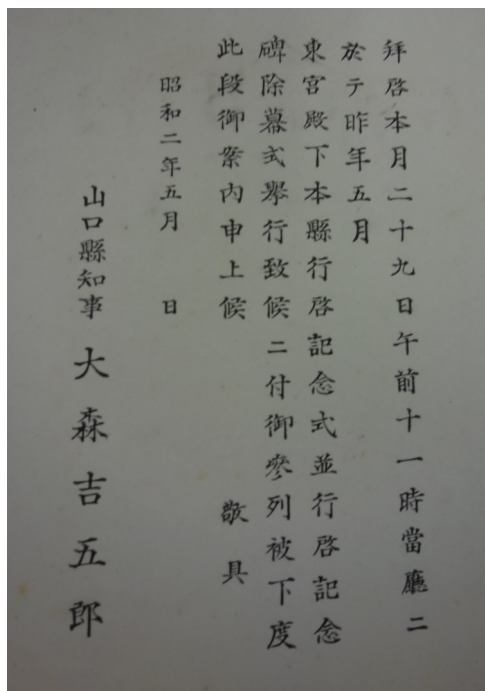
▲昭和10年5月29日の行啓記念式
(「行啓記念式・行啓記念碑除幕式一件」県庁戦前人事課B38)

《防長先賢堂と行啓記念図書館》

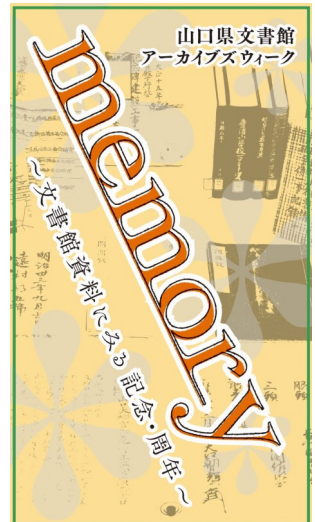
知事は除幕式の式辞で、行啓記念事業として、防長先賢堂と図書館の建設を手がけていること(ともに昭和3年竣工)を述べています。外観が特徴的な二つの建造物は、記念碑とあわせて、虎ノ門事件の教訓を念頭に置いた「思想善導」の流れに位置づけて考えることができるのかもしれません。



▲防長先賢堂完成予想図
(昭和2年11月「山口県立教育博物館第11回報告」一般郷土史料279)



▲「行啓記念式」「記念碑除幕式」への招待状
(「行啓記念式・行啓記念碑除幕式一件」県庁戦前B人事課38)



✿ 11

徳山風景絵はがき 岩徳線全通記念・徳山ノ桜（文書館図書726-9-3）

その日 ⑥

岩徳線の開通日

《岩徳線の変遷》

岩徳線とは、山陽本線岩国駅から西方に進み周防高森駅を経て山陽本線櫛ヶ浜駅に至る43.7kmの路線です。線名は当初計画の両端駅、岩国・徳山の頭文字をとって名付けられました（「鉄道辞典上巻」文書館図書686より）。

大正11年(1922)に、鉄道敷設法（法律第37号。国が建設・運営すべきとした鉄道路線を定めた法律）が制定され、

同年の第46回帝国議会で岩徳線の建設が承認されました。翌12年4月に鉄道省の山口建設事務所の所管区画へ岩徳線が編入しました（「官報(大正12年4月13日鉄道省告示第61号)」より）。工事は昭和2年(1927)9月に着工され、その後は下表の通りです。このように区画を区切り敷設されていきましたが、全ての路線が繋がったのは、昭和9年12月1日です。そのときの記念として発行された絵葉書類を紹介します。

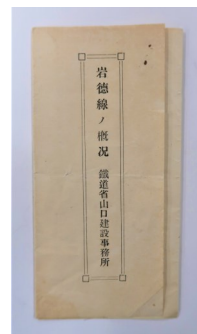
和暦	西暦	月日	出来事
昭和04	1929	4, 5	国鉄岩徳東線 麻里布(現岩国)～岩国(現西岩国)間開業
昭和07	1932	5, 29	国鉄岩徳西線 櫛ヶ浜～周防花岡間開業
昭和09	1934	3, 28	岩徳西線 周防花岡～高水間が開業
昭和09	1934	12, 1	欽明路トンネル開通、岩徳東線と西線(岩国～高水間)が全通し、岩徳東西線を山陽本線に編入、柳井経由(麻里布・柳井・櫛ヶ浜間)は、柳井線(山陽本線支線)となる
昭和17	1942		麻里布駅→岩国駅、岩国駅→西岩国駅と改称する
昭和19	1944	10, 1	柳井線を山陽本線に編入、山陽本線周防高森経由(岩国～周防高森～櫛ヶ浜間)を岩徳線(支線)とする
昭和62	1987	4, 1	国鉄分割民営化により、JR西日本岩徳線となる

※参考文献：『岩国玖珂歴史物語』伊藤正一他 昭和53年8月15日・『山口県の駅』山口県立博物館 平成17年7月29日・岩徳線建設概要(昭和6年)(1930年代国22)



徳山案内
(一般郷土史料157)

岩徳線全線開通記念に再刊された、徳山に関連する情報を網羅した冊子です。昭和2年、御大典記念事業として、新撰徳山案内と題し刊行していたものを訂正補筆して再刊しました。編者は思い立って再刊したようで、訂正補筆は僅か1週間、「岩徳線開通による画期的発展を遂げる徳山の前途を祝福する記念」として熱い思いで発行したようです。



岩徳線ノ概況(昭和4年)
(1920年代国-23)

《岩徳線全通記念絵はがき》

前頁上段の資料は、徳山町が“徳山風景絵葉書”として出した絵はがきの1枚です。全体的にシンプルな外装の封筒に3枚の絵はがきが封入されていますが、この1枚だけに白枠の通り、“岩徳線全通記念”のキャプションがあります。



戦前の山口県の風景(絵ハガキアルバム)13 岩国市 ①周防高森停車場(昭和9年・開業時)(桑木正道収集史料13)

上の2枚の絵はがきは、開業時の周防高森停車場(周防高森駅)と岩国錦帯橋のものです。はがき表面(文章記載面)より、鉄道省が昭和9年12月1日に岩徳線全通記念として出したものとわかります。

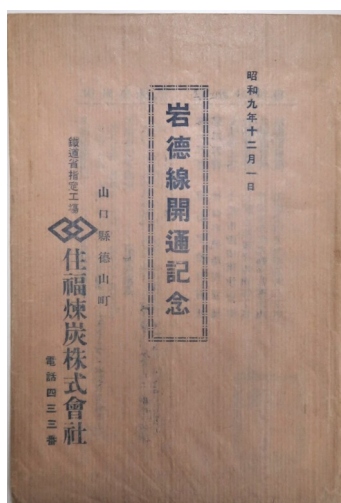
周防高森停車場は、最後の開業区間内にある中心的な駅です。また、錦帯橋は「岩徳線ノ概況(昭和4年)」「(1920年代国-23)や「岩徳線建設概要(昭和6年)」「(1930年代国-22)に記載されている沿線の名勝や旧跡の中に説明があり、同線が通る岩国を代表する景物だといえます。いずれも箔押し印刷が美しい、岩徳線全通を記念するに相応しい2枚です。



戦前の山口県の風景(絵ハガキアルバム)13 岩国市 ②岩国錦帯橋(昭和9年)(桑木正道収集史料13)

下の絵はがきは、“岩徳線開通記念”として住福煉炭株式会社が出したものです。この会社は、昭和7年7月創立の会社で、鉄道省指定の機関車用ピッチ練炭製造事業・家庭用練炭・豆炭を主製品として取り扱っていました。(『徳山市史下巻』)

練炭とは、無煙炭・コークス・木炭などの粉末に結着剤をまぜて強く押し固めた燃料のことです。円筒形で、燃焼をよくするため縦に数個の穴を開けてあります。岩徳線の開通とともに増える燃料の需要は、会社にとっての慶事だったことがわかります。絵葉書袋の裏には、主製品の説明があり、「室内煙突なしのストーブに木炭代用品として歓迎を受く値段安く火保よく煙りなく臭ひなし」「主としてボイラー、ストーブ、湯屋、理髪店…[中略]…其他一般西洋竈に最適」など、広告としての役割も果たしています。



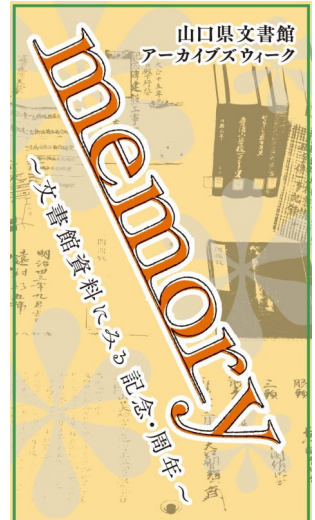
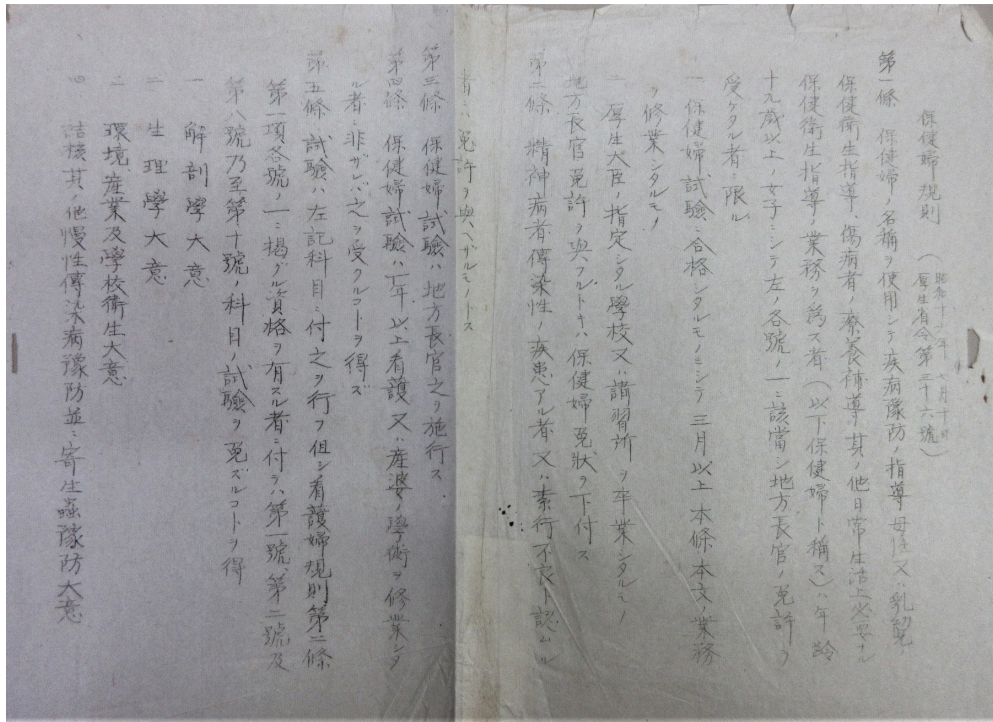
岩徳線開通記念絵はがき(袋)
(文書館図書絵葉書726-7-1)



岩徳線開通記念絵はがき 山口県徳山町
住福煉炭株式会社・事務所入口
(文書館図書絵葉書726-7-2)



岩徳線開通記念絵はがき 山口県徳山町
住福煉炭株式会社・豆炭工場の内部
(文書館図書絵葉書726-7-5)



＊ 12

保健婦規則（土山家文書1382）

その日 ⑦

昭和16年7月10日「保健婦規則」の制定と山口県の保健婦

《保健婦規則の制定》

地域・学校・職場における保健指導に加え、大規模災害被災地での保健活動や新型コロナウイルス感染症対策など、公衆衛生の専門職である保健師の役割は近年ますます重みを増してきています。

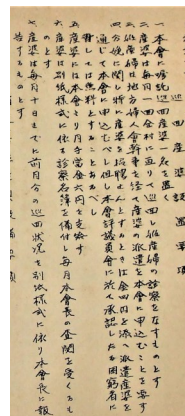
保健師はかつて保健婦と呼ばれていました。その資格や業務内容を定めた保健婦規則が公布されたのは、第二次世界大戦中の昭和16年(1941)7月10日のことです。同年1月、戦争に必要な兵力や労働力を確保するための人口増加策である「人口政策確立要綱」が閣議決定されました。この中で保健婦の配置が求められたことは、規則の制定を後押ししました。

制定により保健婦は資格職となりましたが、従来、各地で様々な名称の人々が保健婦に類似する活動を行っており、そうした人々にも保健婦資格が与えられました。山口県内で注目されるのは、巡回産婆と

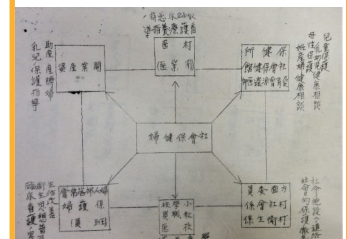
社会保健婦の活動です。

《山口県の巡回産婆》

明治32年(1899)の産婆規則制定により、産婆(現在の助産師)は資格職となりました。専門教育を受けた産婆の普及を図るため、大正～昭和初期には、妊産婦宅を巡回訪問し健康相談や助産を行う巡回産婆を市町村などが設置しました。



◀阿武郡生雲村(現山口市)の巡回産婆設置要項(「昭和8年生雲村社会事業概要」1930年代市町-43)



農村社会保健事業要綱
(「社会保健婦の使命と実務」
土山家文書1383)

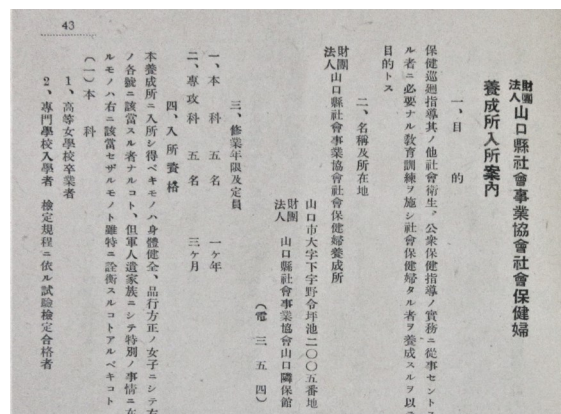
昭和16年に山口県が主催した「愛育事業農村隣保事業講習会」では、厚生省人口問題研究所研究官の西野陸夫が「社会保健婦の使命と実務」と題して講演しました。その際に配付された資料では、農村の社会・保健衛生問題に対応するネットワークの中心に社会保健婦が据えられています。

巡回産婆は対象者の家庭を訪問し相談業務を行うことから、方面委員（民生委員の前身）としての適性も認められていました。また、保健婦規則の制定により保健婦資格を得た人々の中で、産婆有資格者が占める割合をみると、山口県は全国で第4位の多さでした。

《山口県の社会保健婦》

社会保健婦の「社会」には、社会事業の従事者との意味が込められていました。山口県内で社会事業を推進していた山口県社会事業協会は、社会保健婦の養成を図るため、昭和15年に社会保健婦養成所を設立しました。開設当初の定員は10名でしたが、翌年には20名に増加となったうえ、入所資格に「社会事業への深い理解と確固たる信念」の一文が加わりました。

この養成所で産婆学・看護学・社会事業実習などの教育課程を修めた社会保健婦が、県内の国民健康保険組合や社会事業施設で活動するようになりました。山口県社会事業協会の機関誌『社会時報』では、養成所の卒業生である社会保健婦が自身の活動について寄稿した特集（「体験を語る」）が組まれました。



▲財団法人山口県社会事業協会社会保健婦養成所入所案内
（『社会時報』第17巻第4号/昭和15年4月/月輪寺文書181）

社会保健婦の仕事

下関市北奉公会館
社会保健婦 朝見トミエ

私達の社会保健婦として此の事業に携りましてより、まだ日も浅うございますので皆様の前に苦心談、経験談等と申し上げますもお恥しうございますが、多少なりとも皆様の御参考になりますればと存じまして一言述べさせて頂きます。（中略）私達は主として乳幼児の保護、軍人遺家族の相談指導並に健康相談指導を致しておりまして、乳幼児は其の家庭を毎月赤ちゃんのお誕生日、或ひは必要に応じて二回、三回妊産婦、軍人遺家族、虚弱児の家庭は毎月一回以上訪問いたしております。（下略）

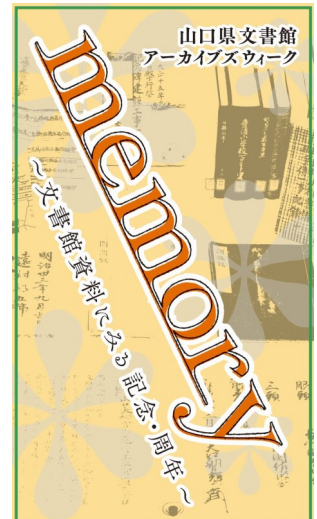
◀社会保健婦の活動を紹介した特集「体験を語る」
（『社会時報』第18巻第3号/昭和16年3月/雑誌-Y社会時報65）



《戦後山口県の保健婦》

戦後まもない時期には、戦争孤児や、配偶者との死別により困窮する女性の援護に対応するため、女性民生委員の増加が求められました。山口県内の女性民生委員数は昭和23年時点で全委員数の20.3%であり、全国平均の18.5%を上回る割合でした。加えて、助産婦や保健婦に民生委員が委嘱されていたのは全国で7県のみでしたが、山口県はそのひとつであり、女性民生委員数に占める割合も全国平均（1.02%）を大きく上回る4%でした（『厚生統計月報』2(3)/昭和23年6月）。

山口県における保健婦事業の形成過程を辿ると、地域住民の社会的・経済的背景を視野にいれ、様々な機関と連携を図りながら保健衛生活動に従事していた歴史がありました。昭和23年に制定された保健婦助産婦看護婦法により、保健婦は改めて医療・看護職に連なる資格職として位置づけられましたが、とりわけ戦前には、社会事業の領域でも重要な役割を果たしていたのです。



✿ 13

河豚談（写）（吉田樟堂文庫1178）

その日 ⑧

ふぐ(ふく)の日

《ふぐ・ふく・河豚》

ふぐは山口県を代表する特産品として、山口県の魚、下関市の魚に、それぞれ制定されています。ふぐは福、すなわち幸福につながるとされ、山口県ではふぐのことを濁らずに“ふく”と呼ぶこともあります。

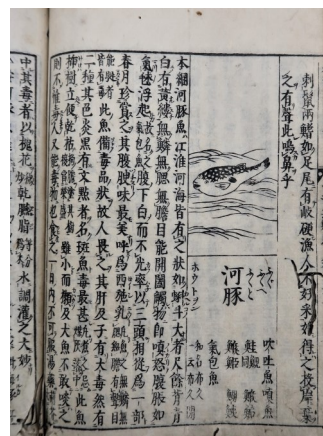
ふぐに関する記念日として、一般社団法人下関ふく連盟が、昭和55年(1980)より2月9日を“ふくの日”に制定しました。現在も市内の恵比須神社で豊漁等の祈願祭を行っています。この記念日に関連して、“ふぐ・ふく・河豚”に関係する所蔵資料を紹介します。

《近世のふぐ資料》

右の資料は「和漢三才図会」です。正徳から享保(1711～1736)の間に刊行された図入りの百科事典です。編者は大坂の医師である寺島良安で、全105巻、首巻・目録巻各1冊、81冊あります。明の王圻(おうき)編纂の「三才図会」になって、和漢古今の万物を天・地・人の三才に分けて、それぞれに絵図を付して漢文

で解説しています。

当館で所蔵している資料は48～51巻を纏めたものです。48巻冒頭に明倫館の蔵書印が確認できることから、過去に明倫館が所蔵していたようです。河豚は51巻の魚類の川と海にいる鱗の無い魚の項目の中で紹介されています。文中に「此魚備一毒品状一、故人畏之、其肝及子有大毒」とあり、肝や子に毒があることが記載されています。江戸時代でも河豚の毒は恐れられていたようです。



和漢三才図会（河野家文書(美祢市)267）



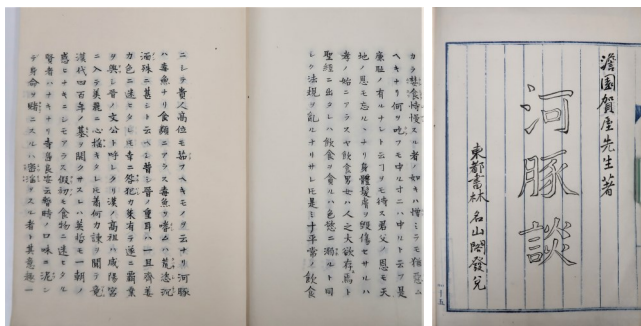
県政のしおり52号
(1950年代総務-35)

“ふぐは食っても食われぬように”というタイトルで、主にふぐの種類と知識・中毒の症状・食べ方と調理法が簡単に記載されています。

ふぐ食に対しての注意事項を中心にした内容ですが、最終的には「玄人に料理してもらうことこそ『転ばぬ先の杖』と締めくくられています。

下の資料、“河豚談”は吉田樟堂文庫の写本です。

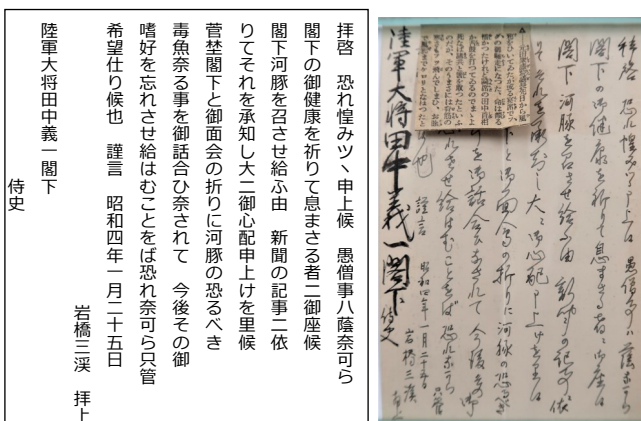
吉田樟堂文庫とは、阿武郡三見村(現萩市)生まれの郷土研究者である吉田祥朔の蔵書で、吉田祥朔が研究過程で収集した資料類で構成されています。資料のほとんどは写本で“河豚談”はその中のひとつです。“河豚談”は文政13年(1830)に萩藩の侍医であった賀屋恭安(澹園)が著した日本で最初の河豚に関する専門書です。「寺島良安云暫時ノ口味ニ泥ンデ身命ヲ賭ニスルハ蜜淫ヲスル者ト其意趣一ナリ余謂フ」や「亦時ニ数人同食シテ同死スル者アリ」、など著名な医師の言を引用したり、ふぐ毒による事件を取り上げ、ふぐ毒の恐ろしさを説いて食用を戒める文が多いようです。後半では「白砂糖ヲ請ヒ服シテ立チコロニ治シ」、「樟腦ヲ白湯ニタテ、服スヘシ」、「金汁ヲ服スレハ即チ解ス如シ」など、ふぐ毒の解毒方法が諸説記載されています。解毒方法にある“金汁”とは人中黄という人糞を使用した漢方薬のことで、江戸時代では衛生面が現代の基準とは大きく異なっていることがわかります。



河豚談(写) (吉田樟堂文庫1178)

《明治のふぐ資料》

この資料は田中義一に岩橋三溪が菅野尚一を介して送った見舞状です。岩橋三溪は、岡山県医王寺の真言宗の僧で、当時は軍隊布教師として従軍していました。ふぐ毒の恐ろしさを菅野尚一氏より聞き、ふぐ食を嗜むことを



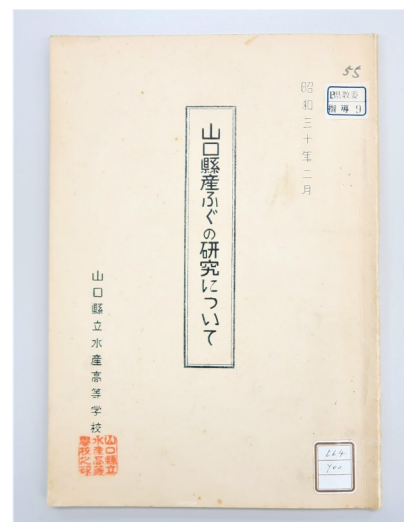
菅野尚一書翰(近火見舞状、同封岩橋三溪よりの河豚食注意の葉書) (田中義一文書769)

やめるよう諫める内容です。

ふぐを食べたという新聞記事をみての見舞状であることから、当時首相である田中義一とは交流が盛んではなかったようです。手紙をまちがいなく届けるには、同郷の陸軍軍人である菅野尚一との繋がりを介した方が確実だと考えたのかもしれませんが。

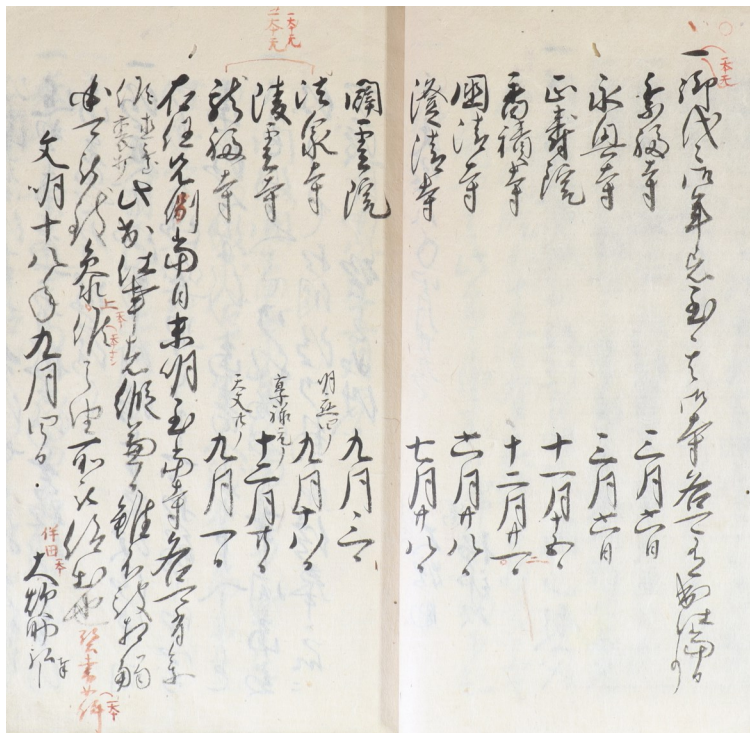
《昭和のふぐ資料》

下の資料は、山口県産ふぐについて様々な研究をまとめた冊子です。全国産業教育70周年記念事業のひとつとして山口県立水産高等学校が発刊しました。他の資料とともに全国産業教育展に出品し、水産部会において第1位に入賞し、農林大臣賞を受賞しました。内容はふぐの概説から漁業について、生物学的考察、毒について、経済状況や将来の利用についてなどと多岐にわたります。写真は使用されておらず、“ふぐの腹部膨張についての一考察”の欄では、腹部膨張図が細やかに描写されています。

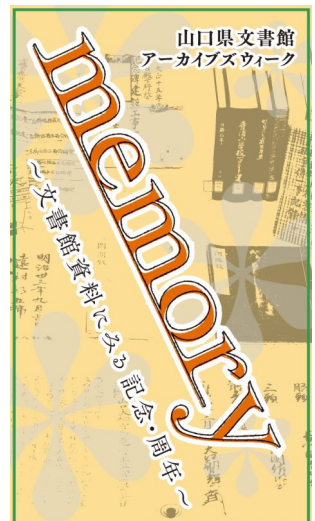


山口県産ふぐの研究について(文書館図書664-68-Y00)

これらの資料より、ふぐ毒に対して警戒心のある者は、ふぐ食が解禁された後でも多かったとみられます。しかし、昔からふぐ毒に対する警戒はあるものの、食べることをやめることはなかったこともわかります。現在ではふぐ毒を除去する方法が解明され、安全にふぐを食べることができますが、これも美味しいものを食べたいという人々の情熱と努力のうえに成り立っているのでしょう。



大内氏実録 大内氏掟書 全（近藤清石文庫98-15）



✿ 14

これから ①

大内氏当主の命日には

《歴代当主の命日に》

上の文書は、大内氏掟書(壁書)と呼ばれる大内氏が発布した法令集です。冒頭に「一、御代々御年忌、至其御寺各可有出仕当日事」と記されています。この場合の「御代々」とは、その左に掲げられている寺院名から、大内氏歴代当主であることがわかります(裏面【表】)。

つまり、冒頭の一文は、「大内氏の歴代当主の年忌(命日)には、それぞれの菩提寺(ぼだいじ)を参るように」と命じた内容であると理解できます。

《それぞれの菩提寺に参る》

文書の末文には、菩提寺に参る際のちょっとしたルールが記されています。まずは、「任先例、当日未明、至当寺各可有参候(直垂/裏打)」、J(<)は割書、/は改行を示す)の部分に注目してみましょう。

「先例に任せて」との文言から、この文書が発給される以前にも、大内氏当主の命日には菩提寺に参るという慣習があったことがわかります。そして参詣する時間帯

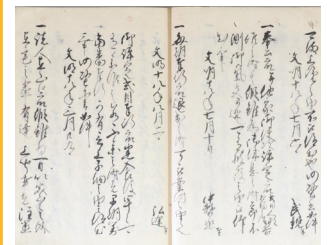
は、「未明」を指定していますので、早朝だったようです。

服装にも指定があり、菩提寺を参る際には直垂(ひたたれ)を着用せよとされています。直垂着用ということは、この法令が領国内の一般民衆に向けたものではなく、武家に対して発したものであることがわかります。

なお、「縦兼日雖不被相触、必可被致参上候之由」とあり、いつ・誰の命日だから菩提寺に参詣(さんけい)せよという通知が事前になされなくとも、各自必ず参上するように、と釘を刺している点には、この法令を打ち出した大内氏の強い意図が感じられます。

《文明18年と大内氏の“これから”》

この法令が出された文明18年(1486)は、大内氏にとってまさに記念すべき一年であったといえます。画聖・雪舟によって「山水長巻」(毛利博物館蔵)などの作品が作られ、大内政弘は亡父・教弘への官位(従三位)の追贈を果たしました。さらに、政弘の子・義興(当時、亀童丸)が大内



「文明18年」

大内氏実録 大内氏掟書
全(近藤清石文庫98-15)

文明18年は、大内氏支配・大内氏世界の再構築に注力し、大内氏のこれからを意識させる一年となりました。

『大内氏掟書』は、室町時代の守護・大内氏がその都度発布した単行法令を集めたものです(詳しくは、第17回中国四国地区アーカイブズウィーク解説シート「記録・記憶」①を御参照ください)。

氏の氏神を祀る妙見社上宮に社参し、同年中に勅願寺(ちよくがんじ)化された氏寺の興隆寺には、「氷上山興隆寺縁起」が奉納され、後土御門天皇の宸筆(しんぴつ)になる木造扁額(へんがく)「氷上山」(興隆寺蔵)が山門に掲げられました。

このような種々の事業と並行して、大内氏はこの年の前後に領国支配の要ともいえる家臣団統制をはかる法令をいくつも打ち出しています。

これらの事業の根底には、応仁・文明の乱によって生じた大内氏支配の混乱があると考えられています。とりわけ、政弘の伯父・教幸(法名・道頓)および一部の大内氏一門と有力家臣が東軍転身した事件は、大内氏に多大なる衝撃を与えました(政弘は西軍)。この謀叛(むほん)は、山口で留守を預かる政弘派の家臣らによって鎮圧されますが、一時的とはいえ、教幸が東軍に大内氏当主として認められたことは、本来、推戴(すいたい)される唯一の存在である大内氏当主という地位が大きく傷つけられたことを意味します。

文明18年の諸事業を点でみつめた場合、大内氏の“それまで”を顕彰・回顧する内容のものがいくつもあるようにみえます。しかし、これらが大内氏の歴史の文脈で捉えなおしてみると、戦乱後の復興に向けて、大内氏の“これから”を見据えた事業が文明18年を中心にして推進されていると評価できます。

政弘の諸事業は、その後の大内氏全盛期の基盤を固めることとなりました。しかしそれでも常に不安要素は残り続け、政弘没後の大内義興治世開始期には、家臣陶氏の内訌(ないこう)やそれに伴う同じく家臣内藤弘矩誅殺事件、さらには義興の弟にして周防国衙目代であり興隆寺別当(べっとう)の大護院尊光(大内高弘)擁立事件(ただし未遂。擁立した杉武明は切腹)がたて続けに発生しました。

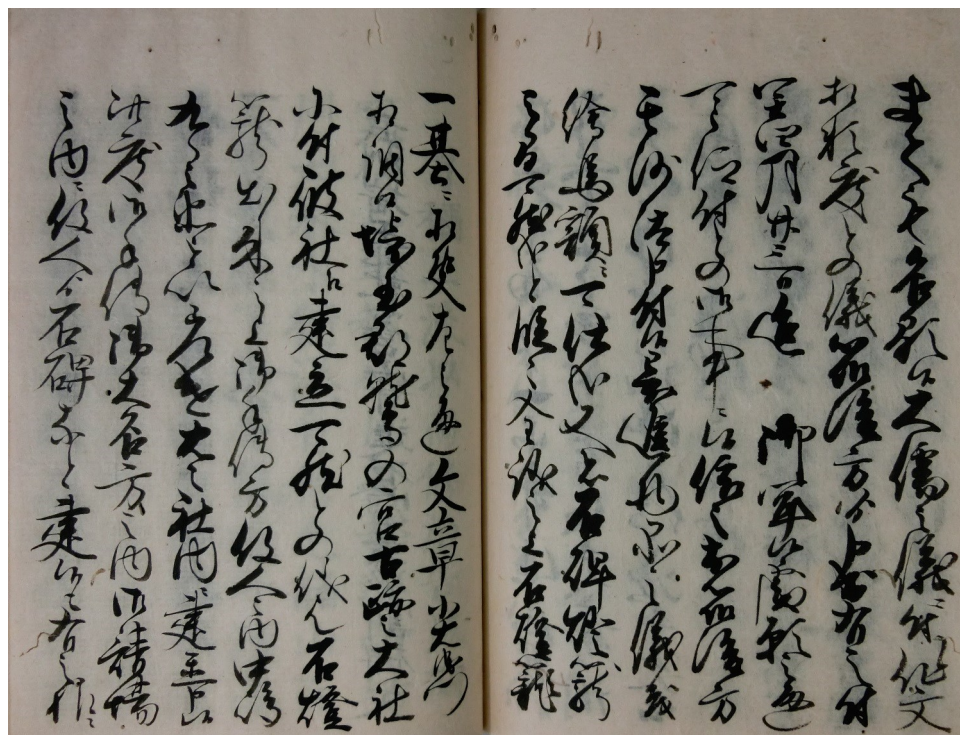
このように課題は残るものの、その都度、事件を克服して大内氏は強大な支配を形成していくこととなります。

	寺院名	大内氏当主	所在	備考
1	乗福寺	大内重弘	山口市	
2	永興寺	大内弘幸	岩国市	
3	正寿院	大内弘世	山口市	乗福寺の塔頭。
4	香積寺	大内義弘	山口市	廃寺。現寺地に瑠璃光寺。
5	国清寺	大内盛見	山口市	廃寺。現寺地に洞春寺。
6	澄清寺	大内持世	山口市	
7	關雲院(寺)	大内教弘	山口市	寺名変更。→泰雲寺
8	法泉寺	大内政弘	山口市	廃寺。明応4年9月18日没。
9	凌雲寺	大内義興	山口市	廃寺。享禄元年12月20日没。
10	龍福寺	大内義隆	山口市	天文20年9月1日没。

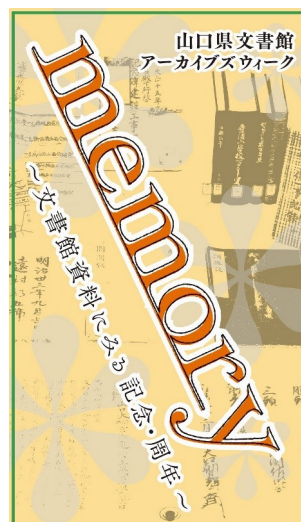
【表】大内氏歴代当主と菩提寺

(伊藤幸司「大内氏と菩提寺」(大内氏歴史文化研究会編・同氏責任編集『大内氏の世界をさぐる 室町戦国日本の覇者』勉誠出版 2019年7月)を参考に作成)

なお、この文書が作成された文明18年時点で、政弘・義興・義隆の各菩提寺に参詣するとは考えにくく、この3名分については、後世の筆写時に追記されたものと考えられる。



上利根川御普請御手伝一事記録十（毛利家文庫42御勤事22(16の10)）



＊ 15

これから ②

石灯籠の寄進

《寛保の大水害》

寛保2年(1742)8月1日と8日、関東地方は大雨に見舞われ、各地で河川の氾濫が発生しました。

そこで幕府は、氾濫河川のうち、利根川の普請工事を萩藩をはじめとする10藩に命じました。萩藩からは約800人が工事に従事しました。工事は11月29日に始まり、年末年始休暇を挟んで、3月28日に終わりました。工事終了後、幕府の検査を受け、4月15日、6代藩主毛利宗広は江戸城に登城し、8代将軍徳川吉宗から苦労をねぎらわれています(この時の利根川普請に関する詳細は、第17回中国四国地区アーカイブズウィーク解説シート『普請』で集まる人と物～寛保の利根川普請と萩藩～)(1)・(2)を御参照ください)。

《石灯籠の寄進》

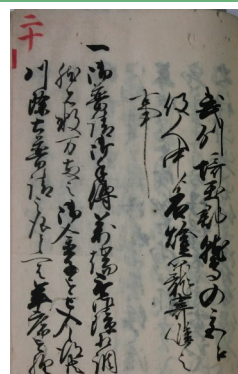
萩藩では、この工事を終えた後、記念の品を残そうということになりました。「上利根川御普請御手伝一事記録十」(毛利

家文庫42御勤事22(16の10))には石灯籠寄進までの経緯が記されています。記録によれば次のとおりです。

「…利根川の普請工事に萩藩は数万両の大金を費やしたにもかかわらず、『土』の普請であるから、年月を経たしまうとその痕跡はなくなってしまう。そこで後々までもこのことを伝えるため、普請工事を行った地域にある古跡の大社に役人が何かを寄進したい。寄進にあたり文章を刻めば、このたびの普請のことに触れることになり、寄進の趣旨も明らかになる。また、大社への寄進は、毛利の『御家』繁盛を祈願することにもなる。

そこで寛保3年閏4月23日に殿様(毛利宗広)のお許しを得た。寄進の品については、絵馬・石碑・石灯籠のいずれかとし、協議の結果、石灯籠を寄進することとなった。寄進は大社である埼玉郡(さきたまぐん)の鷲宮神社へ行い、碑文の文章は著名な儒学者である服部南郭に依頼した…。」

服部南郭(1683～1759)は、名を基



上利根川御普請御手伝一事記録十(毛利家文庫42御勤事22(16の10))

石灯籠寄進については、「武州埼玉郡鷲の宮江役人中の石灯籠寄進之事」という記事に掲載されています(上の画像は、その冒頭部分です)。後半部分には、灯籠の銘文があります。

喬、小右衛門と称し、当時江戸でも屈指の儒学者でした(『国史大辞典』『服部南郭』)。そのような人物に碑文の作成を依頼しているところに、この工事に対する灯籠寄進者たちの強い思いが伝わります。

石灯籠は同年5月に寄進されました。

《現在の石灯籠》

この石灯籠は現在も残っています。

場所は文中にも出てきた鷺宮神社(現埼玉県久喜市鷺宮)の境内です。寄進されてから280年余りを経っていますが、刻まれた文字もしっかり読めます。「寛保治水碑」との名称で、昭和3年(1928)3月、埼玉県の指定文化財(史跡)として、大切に保存されています(註1)。

なお碑文は、前述の「上利根川御普請御手伝一事記録十」にあるもののほか、『鷺宮町史 史料二近世』(鷺宮町役場、昭和56年)などで翻刻されています。また、その大意は、久喜市のwebサイトでも紹介されています(註2)。

(註1)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27121/shiseki.pdf>

(註2)

https://www.city.kuki.lg.jp/miryoku/rekishi_bunkazai/ekishi_dayori/1006305.html

【前頁上段の翻刻】

までも名顯候大儒之儀ニ付、作文
相頼度との儀、筑後方(右田・毛利広定)申出有之付、
閏四月廿三日迄 御聞候処、願之通
可被仰付との御事ニ候、依之於筑後方
其沙汰申付候、寄進物品之儀茂
絵馬額ニ可仕哉、又者石碑・灯籠
之間可然哉と段々僉儀之上、石灯籠
一基ニ相決、左之通文章小右衛門
相調候、埼玉郡鷺の宮古跡之大社
に付、彼社江建立可然との儀ニて、石燈
籠出来之上、御手伝方役人之内中嶋
九郎兵衛を以差遣、右之社内ニ建置申候、
此度御手伝御大名方之内、御請場
之内ニ役人方石碑など建候も有之様ニ

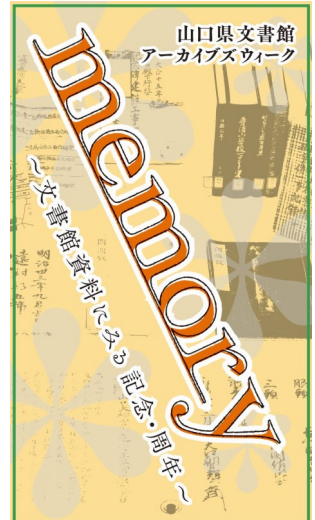


「寛保治水碑」として鷺宮神社に残る石灯籠。左が全景。本文に示した(註1)(註2)によれば、高さは2.6mとのことです。

右側写真を見ると、「奉寄進」「石燈台一基」との銘が読め、下の枠で囲った部分には、寄進者である毛利広定ほか12名の名が刻まれています(令和6年12月9日撮影。鷺宮神社様より掲載の許可をいただきました)。



ザベリヨ記念碑 計画配影図（「天主教ザベリヨ記念碑一件」滝口明城文庫167）



✿ 16

これから ③

記念碑でかたりつぐ

《記念碑のある場所》

陸軍歩兵第四十二聯隊の衛戍地(現陸上自衛隊山口駐屯地)に近接したサビエル記念公園(山口市金古曾)。16世紀なかば、大内義隆からキリスト教布教を許されたサビエル(Xavier、大正期の記録等では「ザベリヨ」とされる)が布教拠点とした大道寺があったとされる場所です。故地は正確には旧衛戍地内と推測されていますが、サビエルの記憶をとどめる装置として大正15年(1926)、高さ5メートルの巨大なゴシック様式の記念碑が建立されました。

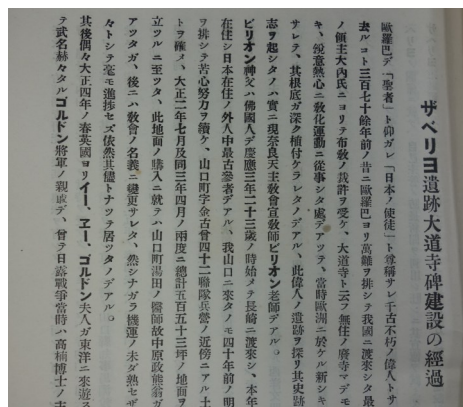
《由緒をさだめる》

大道寺の跡地を探し当てたのは、日本国内のキリスト教にまつわる古蹟を調べていたビリオン(Villion)神父でした。明治22年(1889)、山口教会への着任後、ビリオンは安部家旧蔵の「山口古図」を根拠に、郷土史家近藤清石の協力の下にその場所を特定したとされます。この地の購入を最初に手がけたのは敬虔な信者でもあった山口町湯田の医師中原政熊(中原中也養祖父)でした。

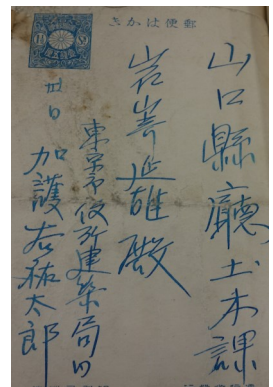
《顕彰事業の展開》

ビリオンは、大道寺跡の由緒を語り継ぐために、当時の原保太郎知事に顕彰事業への支援をはたらきかけたとされます。

大正期になると、寺内正毅が馬淵鋭太郎知事に大道寺跡顕彰の必要性を勧奨したのを契機に、この事業は一気に県レベルの文化プロジェクトとして意識されることになります。中央政界からも、原敬・後藤新平・西園寺公望らが賛意を示します。



▲ザベリヨ遺跡大道寺碑建設の経緯
(一般郷土史料B478)



記念碑設計者加護谷祐太郎
からの葉書

(県庁戦前B建築課3010)

工事記録(県庁戦前B建築課3010)をひもとくと、レリーフ鑄造の遅延に関する彫刻家吉田三郎からの弁明の書翰や、「工事急ぐ何時来ルカ」石工済本義之助に宛てた催促の電報案が目にとまります。記念碑工事竣工までの差し迫った状況が目に見えます。

一方で、ビリオンは、山口におけるキリスト教布教のことはじめにまつわる事蹟を「西洋文明の東漸」の象徴として価値付け、実業界に向けて支援を懇願します。寄附呼びかけにあたって「建設趣意書」「ザベリヨ略歴」とともに作製されたのが、前頁で紹介した「記念碑完成予想図」です。その結果、三井・三菱・渋沢等からの支援を取り付けることに成功します。この顕彰事業に、資金面で最も手厚い支援の手をさしのべたのが、山口出身でビリオンの旧知にあたる鮎川義介（戸畑鑄物会社社長）でした。鮎川義介の父親は防長新聞の創刊にかかわった鮎川喜八です。この関係から、顕彰事業に加わったのが、大正6年以降、防長新聞社副社長兼主筆として紙面刷新と販路拡大の任に当たっていた原田豊次郎（紀堂）でした。原田は防長新聞でザベリヨ関連事蹟の顕彰や称揚を繰り返し、事業の意義をPRしていきます。

こうして、ビリオンの活動を支援するかたちで、県知事・内務部長・吉敷郡長・山口町長ほか地元実業界から八木宗十郎も加わり、大正10年4月にザベリヨ遺跡保存会が発足します。保存会の席上で顕彰事業の必要性や意義を重ねて熱く訴えたのが鮎川義介と原田豊次郎でした。

《記念碑の設計と工事進捗》

大正11年6月に開催された第二回保存会協議会で知事を保存会代表とすること、寄附金で記念碑を建設すること、公園整備を含む建碑工事全般を県内務部土木課の管轄とすること（主担当は建築技手岩崎延雄）、

記念碑の設計を東京市建築技師加護谷祐太郎に委嘱すること、県高等官建築技師新井英次郎が工事全般を指揮することが決められました。

大正12年3月、加護谷技師による記念碑デザイン案が完成、明和元年（1764）創業、大阪天満の老舗石匠平清（ひらせい）（担当は石工済本義之助）により、北木島（現岡山県笠岡市）産花崗岩を用いて碑が造られました。

大正13年11月の地鎮祭を経て、記念碑組立やサビエルの肖像（彫刻家吉田三郎の手になる銅製レリーフ）のはめ込みが完了したのは翌年六月でした。さらに、山口の庭師赤井弥一郎による植栽整備を終えた大正15年10月16日、記念碑の除幕式が挙行されました。

《盛大な除幕式》

式典には、若槻礼次郎首相、幣原喜重郎外相、浜口雄幸内相など政府要人からの祝電が寄せられました。スペインやローマ法王からの使節の来臨があり、「国際親善の盛典」として賞賛されました。式後には、言語学界の権威であり、南蛮交流史研究の第一人者であった新村出（元山口県令関口隆吉次男）の記念講演が予定されていました（実際には病欠）。ほかにも、菜香亭では特別晩餐会が開かれたほか、防長新聞社の後援で、「吉利支丹関係遺物展覧会」「建碑記念大音楽会」も挙行され、町全体が祝賀ムードに満ちあふれました。

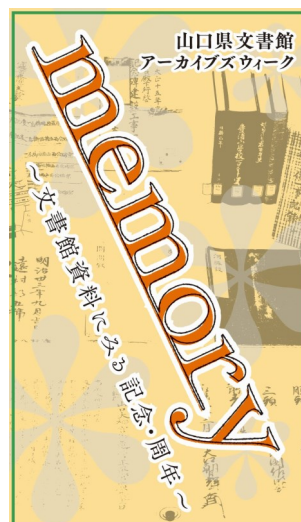
こうして、山口でのキリスト教伝道のあれこれが記憶に刻み込まれることになったのです。



◀記念碑除幕式
（一般郷土史料
B478）



村田清風翁銅像絵葉書（小川五郎収集史料追加1048）



✿ 17

これから ④

防長精神の記憶 銅像でかたりつぐ

《銅像の時代》

「銅像をつくる」ということ、それは記念を可視化する手法の一つでした。明治以降、日本は近代化・洋風化のストーリーの中で銅像が林立する時代を迎えることになりました。それは銅像にすぎた時代の訪れでもありました。

《村田清風銅像を迎えた萩の世情》

大正14年(1925)、美祢線の萩駅延伸、昭和7年(1932)の市制施行、昭和8年の山陰本線全通、「のびゆく」萩市をさらに加速させたのが昭和10年に開催された萩史蹟産業博覧会でした。産業振興に一義が置かれたのですが、地域の将来発展と史蹟の保全活用との調和にも目が向けられました。産業発展のみに未来を託すのではなく、地域の歴史性にも目を向けて、未来のデザインを描こうとするものであり、以後、「歴史の町」萩が強く意識されることとなります。

当時の県政においても、昭和9年には明治天皇行幸五十年、同11年には王

政復古七十年の記念事業が実施されました。さまざまな歴史事象や関係者を讃える文脈が時代を包みこむようになっていたのです。昭和7年3月の満洲建国に象徴される大陸情勢、さらには、昭和8年の国際連盟脱退による国際社会での孤立。経済恐慌も重なって社会の閉塞感がはびこるようになると、これまでの歩みを美しく成功譚とする風潮が世間に蔓延するようになります。当時の山口県で、このような思潮の支柱として脚光を浴びたパワーワードこそが「防長精神」でした。田中義一や松岡洋右の「お国入り」の演説などで多用されるようになっていきます。

こうして、防長の先覚者の功績や遺徳を顕彰することによって、時代の閉塞状況に立ち向かう精神力を涵養しようとする「歴史への回帰」の奔流が支配的になっていきました。

《村田清風の顕彰》

王政復古七十年記念事業のひとつとして県教育会では、渡邊世祐監修のもと、御園生翁甫・小川五郎らにより「村田清



『村田清風小伝』
文書館図書289ム

遺著編纂、銅像建立にあわせて藤田鴻輔の肝いりで発行された村田清風の伝記です。県萩図書館司書香川政一が執筆し、羽賀台軍事操練や越荷制度など清風の代表的な事蹟が紹介されています。

藤田鴻輔の跋文に一連の顕彰事業の経緯が詳しく述べられています。

「風遺著編纂」事業に着手。その一方で、村田清風銅像建設も計画されました。銅像建立は、モデルとなる像主、発起人・制作発注者(施主)、作者(彫刻家・鋳造家・石工・台座設計者)からなる一大プロジェクトです。

村田清風の遺徳にすぎる風潮の中にあって、清風の人格や事蹟を敬愛していた進藤義輔(下松町の東洋銅鋳株式会社常務取締役)は、銅像建立の経費として私財3万円を寄贈します。銅像建立事業の世話人は進藤の義兄にあたる藤田鴻輔陸軍中將に委ねられました。そして、萩明倫小学校前、勤王館構内が建立場所として選ばれ、高村光雲の弟子であり日本美術学校教授として斯界に名をはせていた関野金太郎(聖雲)に銅像制作が依頼されました(ちなみに昭和11年5月26日に除幕された下関日和山公園の高杉晋作銅像も、藤田中將の口利きによって関野聖雲が制作したものでした)。

《銅像のお国入り》

昭和13年4月24日、村田銅像は列車で東京のアトリエから東萩駅に降り立ちます。清風に扮装した騎馬武者を先頭に、婦人団によるシャギリ隊のかけ声にあわせて、牛車に乗せられた銅像は、東萩駅を出発。浜崎町・東田町・唐樋町など祝賀売出しできらびやかに飾られた市内目抜きを巡遊した後、市役所前を経て建立地に曳揚げられ、26日の除幕式を待つことになりました。



▲「銅像綱引歌」にプリントされたアイコン
(寺内寿一蔵書『村田清風小伝』はさみこみのチラシ)

《清風銅像 お披露目の日》

史蹟保存を標榜していた萩市の強い要望もあって、平安古の旧宅地(終焉の地でもあった)には清風の功績をたたえる「村田清風翁景仰碑」が建設され、銅像除幕式に先立って記念碑の除幕式が執り行われました(石碑は能筆家として知られた毛利元昭の揮毫)。

二つの式典には、村田家を代表して清風の孫にあたる峰次郎(看雨)、そして、公爵毛利元昭代理・知事戸塚九一郎代理・萩市長ほか下関東行会代表・松陰神社社司・山口図書館長、加えて進藤家代表(進藤義輔は銅像完成を待たず出張先の米国で客死)、藤田鴻輔・関野聖雲が臨席しています。



▲村田清風景仰碑絵葉書 (小川五郎収集史料追加1048)



▲記念絵葉書包み紙(小川五郎収集史料追加1048)

激動の時代に直面したひとびとの心に、防長の先覚の記憶が、銅像という記念物のかたちで寄り添うことになったのです。なお、銅像は、戦時中に供出されました。



▲絵葉書に押された記念スタンプ

山口県文書館第 20 回中国四国地区アーカイブズウィーク
アーカイブズ展示「memory～文書館資料にみる記念・周年～」
解説シート

令和 7 年 6 月 発行
編集・発行：山口県文書館

輝光集

